

海津市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成21年8月17日に海津市議会第3回定例会を海津市議場に招集する。

平成21年7月24日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（20名）

1番	山 田 武 君	2番	堀 田 みつ子 君
3番	西 脇 幸 雄 君	4番	川 瀬 厚 美 君
5番	森 昇 君	6番	永 田 武 秀 君
7番	福 井 恭 平 君	8番	近 藤 輝 明 君
9番	山 田 勝 君	10番	飯 田 洋 君
11番	服 部 寿 君	12番	伊 藤 善 朗 君
13番	浅 井 まゆみ 君	14番	伊 藤 仁 夫 君
15番	松 岡 光 義 君	16番	水 谷 武 博 君
17番	星 野 勇 生 君	18番	藤 田 敏 彦 君
19番	渡 辺 光 明 君	20番	赤 尾 俊 春 君

不応招議員（なし）

平成21年第3回海津市議会定例会

◎議事日程(第1号)

平成21年8月17日(月曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第9号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第59号 平成21年度海津市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第60号 平成21年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第61号 平成21年度海津市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第62号 平成21年度海津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第63号 平成21年度海津市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第64号 平成21年度海津市駒野奥条入会財産区会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第65号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第66号 海津市介護老人保健施設等条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第67号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第68号 財産の取得について
- 日程第17 認定第1号 平成20年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 平成20年度海津市水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 認定第3号 平成20年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第4号 平成20年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第5号 平成20年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について

◎出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局長	伊藤久義君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局長	大橋茂一君	総務部財政課長	福田政春君
企画部長	横井五月君	会計管理者	安藤勉君
産業経済部長	小野清美君	建設部長	大倉明男君
水道環境部長	高木武夫君	市民福祉部長	安達博司君
消防長	田中俊澄君	教育委員会 教育事務局長	森島英雄君
監査委員 監事 事務局長	舘尋正君	農業委員会 農事事務局長	水谷明寛君
教育委員会 課長(施設担当)	岡田健治君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 後藤昌司

議会事務局課長
補佐兼議事係長 神田勝広

議会事務局長
総務係長 西村里美

◎開会宣告

○議長（服部 寿君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成21年海津市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番 森昇議員、6番 永田武秀議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（服部 寿君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から8月24日までの8日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から8月24日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（服部 寿君） 日程第3、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、海津市議会会議規則第56条ただし書き及び第57条により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可いたします。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可いたします。なお、質問者、答弁者は初めに壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。

◇ 飯 田 洋 君

○議長（服部 寿君） 最初に、10番 飯田洋議員の質問を許可いたします。

〔10番 飯田洋君 登壇〕

○10番（飯田 洋君） 議長のお許しをいただきまして、私は子育て支援の充実について、内容につきましては保育園の私的契約児の負担軽減策についてであります。

現在、福祉医療費助成の拡大、学童保育、あるいは幼保一元化等、小さなお子さんを抱える家庭にとって安心・安全の子育て支援策が進められています。また、現在、総選挙を前に、

幼稚園・保育園の幼児教育無償化についても報じられているところであります。少子化が懸念される中、2人目、3人目を産み、安心してお子さんを保育園に預け、お母さんの乳児の子育て、あるいは職場復帰のための支援のさらなる充実についてお尋ねをいたします。

現在、第1子、あるいは第1子・第2子を保育園に入園させていて、新たに出産をして、その子育て・養育のため、お母さんが家庭に入った場合、引き続き第1子、あるいは第1子・第2子を保育園で預かってもらう場合は、条例上、保育の実施児童から私的契約児となり、保育料は保育所徴収金基準額表の最高額になります。この変更による点について、お母さんの、その家庭の負担の軽減策の設置についてお尋ねをいたします。

変更と申しますか、負担増について、その例を一、二挙げてみますと、一つの例として、一般家庭で夫婦、子供1人、この子供さんは1歳児の園児といたします。そして、新たに第2子を出産した場合です。父親は34歳、公務員、年収約420万円、月額約26万円になりますが、計算しますと所得税は約5万4,000円、これは社会保険料とか配偶者控除、扶養控除、基礎控除を加味した金額です。また、生命保険とか住宅取得控除は除いております。お母さんは30歳、パート6時間労働で月収8万4,000円。これは父親の扶養の範囲内として、年収103万円未満を想定しております。この家計の家庭を想定した場合、6月15日の出産予定日に出産し、出産後2ヵ月間の産後休暇、この間は実施児童として入園可能でございますが、その2ヵ月後、8月16日から育児休暇を取得した場合、4月からの保育料は第5階層の月2万2,500円でしたが、9月以降も保育園を退園せず、私的契約児として入園を続けた場合には、私的契約児は最高額の月2万6,000円、月に3,500円の値上がりとなります。また、母親のパート収入の月収8万4,000円も減額することになります。

また、二つ目の例を申し上げますと、同じく一般家庭で夫婦と子供が2人、5歳児と3歳児の園児といたします。そして、新たに第3子を出産した場合、父親は35歳、同じく公務員で年収約450万円、所得税は約4万7,000円といたします。母親は30歳、パート6時間労働、月収8万4,000円。これも同じく父親の扶養の範囲内として、年収103万円未満と想定いたします。この家庭を想定した場合、同じく6月15日の出産予定日に出産し、出産後2ヵ月間の産後休暇の後、8月16日から育児休暇を取得した場合、4月からの保育料は5階層の、年長の5歳児は月2万2,500円、2人目の児童は月1万1,250円となります。これは、条例上、2人目は半額になるからでございます。合計いたしますと月3万3,750円でしたが、9月以降も同じように保育園を退園せず、私的契約児として入園を続けた場合には、私的契約児は年長の児童の場合は月2万6,000円になります。3,500円の値上がりでございます。2人目の児童も同じく最高額の2万6,000円になりますので、これは1万4,750円の値上がりでございます。合計いたしますと5万2,000円となり、2人のお子さんの合計は1万8,250円の値上がりとなります。もちろんパート収入の月収8万4,000円も減額になります。

この負担は非常に厳しいと思います。家庭においては、収入減プラス保育料のアップはダブルパンチでございます。保育園側においては、入園児数については現状維持で変更はありません。場合によっては退園も余儀なくされ、園児にとって急激な環境の変化は、マイナス面が大きいと思います。ただ、私的契約児の現状は、他市町村とも非常に少ないか、ゼロのところが大部分であります。私的契約児の場合、運営費負担金の対象外となり、国・県からの負担金収入が減り、市の負担がふえることとなるため、安易に私的契約児が増加することは抑制しなければならないと思います。

現状、本市においても私的契約児はいませんが、これは市の対応が、お母さんの状態や家庭の状況を十分に配慮し、保育実施基準のいずれかに合致し、保育に欠ける児童として引き続き入園できるよう双方の努力・合意のたまものと思います。双方のある種の努力が現時点での結果を得ていますが、この努力をしなくても保育料が同一または軽減されるとなると私的契約児の増加につながり、さらには市費の支出の増加につながりますので、この点は現在の努力が損なわれないようにしなければならないと思います。

しかし、子育て支援、育児休業の実施が充実される中、育児休業を取得した場合、現時点でも母親が公務員、あるいは正規社員の場合には、努力をしても保育実施基準のいずれにも合致せず、保育に欠ける児童とならず、私的契約児として前に述べましたような負担増が生じてくるのが、条例の規定がある以上、想定されます。現時点ではよい結果におさまっていますが、ぜひ負担増が想定されるお母さん方が安心して2人目、3人目を産み、保育園に実施児童として預けられるよう、是正措置を講じてはと思います。

他市町では一律最高額ではなく、愛知県東浦町においては、3歳児以上について、就学前集団生活の場としての役割を踏まえ、私的契約児の2,000円加算を廃止する。これは21年度からであります。あるいは碧南市の場合ですと、2階層上位の徴収額とするといった市町もあります。対象者がいない今だからこそ、対象者が想定される以上、後追い・木登り施策にならないよう、その前には是正措置を講じてはと思います。市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（服部 寿君） 飯田洋議員の質問に対する市長の答弁を求めます。

松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の御質問にお答えいたします。

現在、海津市においても少子化が進行しており、昨年度の新生児は245人で、この数字は20歳人口の約半数であり、60歳人口の約3分の1の人口となっております。このため、子育て支援事業として、平成17年度から平成21年度までの5カ年間の次世代育成支援行動計画前期計画を策定し、事業を推進しており、現在、平成22年度から平成26年度までの後期計画を

策定すべく、昨年度末に保護者等のアンケートを実施し、ニーズ量を把握したところであります。今後、策定委員会を開催し、後期行動計画の具体的な内容について検討を進めていく状況です。

保育園の私的契約児の負担軽減策についてですが、保育所は、児童福祉法第24条に定められている、保護者の労働または疾病その他の基準に従い、条例に定める事由により、その監護すべき乳児・幼児が保育に欠ける場合において、保護者からの申し込みがあったときは保育所において保育しなければならないとされ、第39条で、保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設とするとされております。

費用負担については、第51条で、保育の実施に要する保育費用は市町村の支弁とすると。第53条で、国庫は、地方公共団体が支弁する費用に対して、その2分の1を負担する。第55条で、都道府県はその4分の1を負担すると規定されております。そのため、保育に欠ける児童については、保育園が保育に要する費用とする保育単価から保育料を差し引いた額に対して約4分の3が国・県の負担で、残りの4分の1が市の負担となります。

私的契約児については、保育所の定員に余裕がある場合に受け入れることが可能であり、私的契約児の保育に関する経費はすべてその家庭から徴収すべき性格のものであり、その額は入所児童1人当たりの措置費の保育単価とされております。私的契約児は法に基づく保育の実施児童ではないことから、定員枠に余裕があるときは入所できるが、定員枠があいていなければ入所できず、入所できても保育費用は実費が必要というのが法の原則であり、費用負担の考え方であります。

当市が、私的契約児として保育所に受け入れるだけでも市費の負担がふえるわけでありませんが、保育料の基準額表の最高額を減額することについては、自宅で保育をしておられる保護者、また労働や疾病等で児童の保育に欠ける保護者と比べても優位になり、市費（税金）をつぎ込むことで不公平な扱いとなります。

また、規制上でも、平成14年の厚生労働省通知により、継続入所中で保護者が出産により育児休業することになった場合は、次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合として、継続入所の取り扱いとして差し支えないとのことですので、年度の途中で保育料を見直すことはありません。

このような理由で、保育園の私的契約児の負担軽減策については、今のところ考えておりません。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 10番 飯田洋議員。

○10番（飯田 洋君） 市長さんの今は考えていないという答弁でございますが、実は私、先日、愛知県の犬山市役所へ行ってまいりました。児童福祉の担当課は健康福祉部子ども未来課、すばらしいネーミングだと思うんですが、子ども未来課の担当の2名の方にお話を聞いてまいりました。

いろいろ資料をもらってまいりましたが、その中で、今、市長が言われました平成14年2月22日に厚生労働省の雇用均等・児童家庭局の保育課長の通知で、各都道府県あてに出た通知でございますが、育児休業に伴う入所の取り扱いについて、少し読ませていただきますと、「育児休業に伴う入所の取り扱いについて疑義・照会が多く寄せられていることから、下記のとおり当局の考え方を取りまとめたので通知する」。今、市長さんが言われましたように、「家庭での保育は子供の育成の上で重要なことではあるが、保護者が育児休業をすることとなった場合に、休業開始前、既に保育所へ入所していた児童については、下記に掲げる場合等、児童福祉の観点から必要があると認める場合には、地域における保育の実情を踏まえた上で継続入所の取り扱いをして差し支えないものである」、このように書いてございます。

そして、いま一つの犬山市の基準「犬山市保育園入園基準及び運用基準」という書類をもらってまいりましたが、犬山市としては、当市が考えておるような私的契約児は本来いないという基本的な考えのもとに保育を行っておるということを知ってまいりました。その犬山市の運用基準で申しますと、区分として第3.形態として、出産等の場合、入園基準といたしまして出産後、間がないこと。その運用基準の内容としては、母親が次の事項に該当するため、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができない場合として、出産予定日の56日前から出産後までの期間に係るものといった場合において、細かい入園申請書からの提出書類でございますが、3歳以上児は、保護者が育児休業を取得した場合には2ヵ月目以降も引き続き入園を認める。その場合は育児休業取得証明書を提出させるということで、犬山市の場合には、お母さんが育児休業をとって休んだ場合には、特に細かい様式ではなしに、雇用主が事実を証明できる内容の様式の育児休業取得証明書を提出させて継続入所を認めているという実態でございます。もちろん運営補助金の対象としてカウントもしていると。ですから、市の負担はふえるものではありません。この措置は数年前から行っておりますし、毎年行われる県の保育監査もクリアしておるということでございます。犬山市は、通常本市が考える私的契約児はいないという基本姿勢のもとに対応しておるということでございました。

市長さんに改めて御答弁をお願いしたいと思いますが、こういった実態が犬山市では行われております。これはすぐ確認がとれることでございますので、ぜひ内容を調査・確認の上、早急に対処しますと、このような答弁をいただきたいと思いますが、いま一度答弁をお願い

いたします。

○議長（服部 寿君） 松永市長。

○市長（松永清彦君） 飯田先生の御質問にお答えいたします。

飯田先生も御指摘のように、今現在、私的契約児はいないと。これは双方お互いに努力し合っただけの結果であろうという、今御質問の中でお言葉がございました。地域の事情によりまして、いろいろ運営状況が異なるであろうと思います。したがって、今のところは考えておりませんが、そういうような事態が出れば早急に対応していけばよいのではないかと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 10番 飯田洋議員。

○10番（飯田 洋君） 質問のときも申しましたように、現在条例がありますので、ある種の努力ということで質問の中で申しましたんですが、お母さんが家庭に入られた場合、継続保育をするために非常な努力をしてみえます。そういったことから、現在、私的契約児はいない状態ですが、条例がある以上、それは想定されますので、ちょうどそういう影響のない今だからこそ、こういう条例の改正といえますか、是正措置ができると思います。何度も繰り返しますが、実際に育児休業の証明書を出せば、国・県の保育負担金の対象にもカウントができる。継続入所でございますので、保育園児の数には変わりはありませんし、市の負担が特別ふえるものでもございません。そういった意味で、ぜひ早期に犬山市の実態の内容を確認していただきまして、早期の対応をお願いしたいと思います。市長の答弁が2回ありましたのでこれ以上は申しませんが、そのような私の再度の要望をいたしまして質問は終わります。市長、よろしく願いいたします。

◇ 浅井 まゆみ 君

○議長（服部 寿君） 続きまして、13番 浅井まゆみ議員の質問を許可いたします。

〔13番 浅井まゆみ君 登壇〕

○13番（浅井まゆみ君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、2点にわたって質問させていただきます。

まず初めに、介護予防で介護保険料の削減をとということでございます。

介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが平成19年5月から可能になりました。東京都稲城市の介護支援ボランティア制度と言え、御存じの方も多いかと思います。その稲城市が、高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みを創設したいとの構造改革特区要望を平成18年に提出したことを契機に、介護保険制度を活用したボランティア活動支援の仕

組みが検討された結果、地域支援交付金を活用した取り組みが可能になりました。具体的には、介護支援ボランティアの活動実績に応じてポイントを交付。ポイントは、介護保険料や介護サービス利用料に充てることができ、実質的な介護保険料負担軽減にもつながります。それだけでなく、高齢者が活動を通じて社会参加、地域貢献ができ、自身の健康増進を図ることにもつながり、介護予防にも役立ちます。稲城市が平成19年9月から全国で初めて実施、東京千代田区、世田谷区、品川区、八王子市、また愛知県津島市、佐賀県唐津市などでもスタート、現在30近い市町村に広がっています。全国的に見ますとまだ試行的な状況に近いと思われませんが、1. ポイント制度で実質的な介護保険料の軽減、2. 地域貢献、3. ボランティア参加者自身の介護予防にも役立つと言われる介護支援ボランティア制度の導入を本市でもできないか、お尋ねします。

2点目に、健康遊具の設置についてお尋ねします。

介護サービスも大事ですが、介護を必要としない元気な高齢者をふやす介護予防が大切です。簡単な運動をしたり、食事の栄養に気を配ったりと、介護保険の対象とならない人を多くすることが重要であります。既に筋力トレーニングや転倒予防など、介護予防教室は進められていると思いますが、高齢者の方がだれでも気軽に使用できる、介護予防に効果のある足腰などの筋力アップや、体の柔軟性やバランスを向上させるものや、足の裏を刺激するものなどの健康遊具を公園などに設置してはいかがでしょうか、市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、AEDの設置についてお尋ねします。

AEDは、既に全小・中学校、公共施設など41カ所に設置されていますが、いざというときに近くにないのでは心配です。今、小・中学校や自治会では救命講習など盛んに行われていますが、その折にも、各自治会では集会所などで高齢者や子ども会などの行事が催されており、集会所にもAEDを設置していただきたいとの要望を多く聞きます。しかし、予算がないのでなかなか設置できないと言われます。そこで、市民の安心・安全のため、AED設置のための助成ができないものか、お尋ねします。以上です。

○議長（服部 寿君） 浅井まゆみ議員に対する市長の答弁を求めます。

松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の介護予防で介護保険料の削減についての御質問にお答えします。

1点目の介護支援ボランティア制度についてのお尋ねですが、海津市は平成26年度には高齢化率が27.4%、これは3.6人に1人が高齢者になるものと推計され、介護予防の観点からも健康づくりの施策はさらに推進する必要があると考えます。

この制度は、65歳以上の方、介護保険第1号被保険者を対象に、介護予防事業の一つとして、高齢者の皆さんが介護支援ボランティア活動を通じて積極的に地域貢献や社会参加をしていただきながら、御自身の健康増進や介護予防につなげていただくことを目的とし、地域でのボランティア活動実績をポイントとして評価し、このポイントを介護保険料や介護サービス利用料に充てていくものであります。高齢者に対して社会参加、健康増進を図ることは、元気な高齢者がふえ、介護予防にもつながり、給付費も抑制され则认为られます。導入については、制度のメリット・デメリットを調査し、市内の受け入れ施設や団体の活動内容を十分検討した上で判断してまいりたいと存じます。

2点目の健康遊具の設置についての御提案ですが、高齢者向けの健康遊具は、遊び感覚で、自分のレベルに合わせて適度な運動ができる遊具で、ここ数年、都市部において設置数が増加していると聞いております。実際の設置に当たっては、場所、利用方法の指導、管理等、いろいろな問題点もありますので、検討はいたしますが、現状のところでは、市で行っておりますごまめ体操の普及、おたっしや講座、P P K、各種スポーツ大会、体力測定等で予防及び健康の増進に力を入れ、充実していきたいと考えております。

2件目の御質問の、A E Dの設置についてお答えします。

A E D設置のための助成につきましては、海津市自主防災組織結成補助金が該当しますが、要件として、自主防災組織の結成に伴う防災資機材の購入に要する経費で、地域内の災害等による被害の防止及び軽減を図るものであり、補助率は事業費の2分の1以内で、補助額の上限は50万円となっております。

A E Dに関する補助金の交付実績では、これまで52の自主防災組織結成の届け出をいただいている中で、うち一つの組織からA E D購入に伴う補助申請があり、17万6,000円を交付したところでございます。

集会所にも設置するための助成をとのことですが、集会所の年間利用頻度や管理上の施錠あるいは緊急時の解錠等の問題もございますので、貸出用のA E D数台を市が購入、管理し、イベント等に必要の際に貸し出しをするという方式を検討してまいりたいと考えているところです。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

[13番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 13番 浅井まゆみ議員。

○13番（浅井まゆみ君） それでは、介護支援ボランティア制度についてお伺いいたします。

26年度には高齢化率が27.4%になるということで、海津市におきましても将来本当に高齢化率がどんどん進んでいくという状況の中で、介護保険料は今県下でも一、二を争うほど高

い状態になっております。そこで、市民の方々、特に高齢者の方々には保険料が高い、それからまた国民年金しかいただいていない方から、保険料を引かれるとわずかになってしまうとの苦情を大変多く聞きます。そこで、今回、少しでも保険料の負担軽減にならないかというところでこういうことを提言したわけでございます。いろいろ現在行っていただいておりますわけでございますが、それに加えてまたこういったことも十分考慮していただいて、実施に向けて検討をさらにしていただきたいと思いますと思っております。

次に健康遊具でございますが、いろいろ費用もかかるということで、高額なものになっていくということをちょっとお伺いいたしました。グラウンドゴルフ場などに設置したらどうかというふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（服部 寿君） 水谷副市長。

○副市長（水谷敏行君） 浅井議員の健康遊具の関係についてお答えをいたします。

健康遊具につきましては、現在の段階での市の考え方は先ほど市長が答弁させていただいたとおりでございます。

ただいまの御提案のグラウンドゴルフ場等に健康遊具ということですが、そもそも健康遊具という発想が出たのは、これから団塊の世代の方が高齢者になりつつあるときに、グラウンドゴルフだとかいろいろな講座等に参加できる方、いわゆる集団活動をされることを希望される方についてはいいんですが、そうではない方が今後ふえる。自分一人で何かをやりたいという方がふえるということに対応して生まれた発想が健康遊具だというふうに考えておりますので、グラウンドゴルフとかそういうところにつくるのは、そもそもの考え方から行くと少し違うのかなという感じがしております。

身近な公園等についてそういったものを設置する場合におきましても、現在、子供たちの遊具が置いてございますので、そういった子供たちの遊具を取り払ってまで高齢者向けの健康遊具を設置するのもいかなものかというようなことを考えておりますし、現段階では、先ほど浅井議員もおっしゃいましたように割高でもございます。そういったことも含めまして、どういう形で高齢者の健康を保持していくかということを検討した上で、しかるべき対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（服部 寿君） 再質問。

[13番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 13番 浅井まゆみ議員。

○13番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

いかに要介護者をふやさないようにすることが大切かと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、AEDの設置についてお伺いいたします。

現在、自主防災の補助金でAEDを買っていただいているということでございますが、去年1年間の救急件数のうち、AEDを使った事案というのはどれくらいあるものか、お尋ねします。

○議長（服部 寿君） 田中消防長。

○消防長（田中俊澄君） ただいまの御質問でございます。

統計の方は、1月から12月の暦年を出しております。平成20年1年間で救急件数は1,578件ございました。そのうちで心肺停止状態の方と、通報、また現場へ行ってそういう状態であった件数が41件ございました。その41件のうち、実際にAEDを使って除細動を行ったのは3件でございます。

ちなみに、ことしの1月から6月までで救急件数は767件出ております。同じように、心肺停止関係の件数は28件ございます。そのうち、AEDを使ったのが同じく3件という数字でございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 13番 浅井まゆみ議員。

○13番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

それは救急で行ったわけですが、そのほかに、現在公共施設41カ所に設置してあるAEDを使った案件はあったのかどうか、お尋ねします。

○議長（服部 寿君） 田中消防長。

○消防長（田中俊澄君） ただいまの御質問でございます。

私ども市内小・中学校、公共施設等、41カ所配置されてございます。そのうちで、私が消防の方で把握しておりますのは、平成18年11月ごろであったと思いますが、平田の道の駅「クレール平田」で1件の救急要請がございました。そのときは、その従業員さんがお客さんに対して、倒れられたということで、備えつけのAEDをもってパッドを張ったところ、AEDの器械の方が電気ショックは必要ないですよという音声が発しましたので、実際に電気ショックのボタンは押さなかったという事例がございました。よって、心臓マッサージと人工呼吸を救急隊が来るまで行っておったというふうに聞いております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 13番 浅井まゆみ議員。

○13番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

実はことし、うちの自治会でも救命講習を行ったわけですが、そのときに救急隊の方が、これは初めての試みですということで、小児用パッド・大人用パッドを何も説明せずにやってくださいということでやっていただいたところ、どっちを使っているかわからな

いということが起きまして、小児用パッドを張ってしまったりとかということがあったそうなんです。

そのパッド自体、見てぱっとわからないんですね、小児用か大人用かということが。ローマ字で書いてあったりとか、小さい文字であったりとかというふうで、そこら辺を救急隊の方にも申し上げたんですけども、大きな字でわかりやすく書いていただくということが大切かと思しますので、その辺をよろしく願いいたします。

もちろん41カ所の公共施設全部を確認していただきたいということと、これから購入していただけるかと思いますが、そちらの方も全部、よろしく願いいたします。これを要望いたしまして質問を終わります。

○議長（服部 寿君） 要望でありますので、答弁は求めません。

次に移ります。

◇ 山 田 武 君

○議長（服部 寿君） 続きまして、1番 山田武議員の質問を許可いたします。

〔1番 山田武君 登壇〕

○1番（山田 武君） 2点質問させていただきます。

最初の1点は、市長さんに農業者に対する助成ということにつきましてお伺いいたします。

長い梅雨もやっと過ぎましたが、全国各地では大雨、土石流、竜巻などで家屋の倒壊や道路の寸断など、多くの死者や被災者が出ました。幸い、この地域におきましては被害もなく、大変喜ばしいことでもあります。ことしは、作物にとっては大変恵まれた天候であるとお聞きしております。米、野菜、果実などは豊作が予想され、収穫を待ち望んでいる農業者の方が多いいことであろうと思います。

しかし、この収穫前に甚大な被害に見舞われることがあります。それは、山から出沒するけものでございます。中でも、カキやミカン、クリなどは一夜にして想像を絶するほどの被害が出ます。民家があるなしを問わず、昼は猿、夜はイノシシ、シカなど、現在、例年にないほどの出沒をしているという話を耳にします。一度被害を受けると広範囲であり、相当量の損害を受けます。また、果樹は、枝の裂傷、枝の折れ等々により、1年や2年、あるいは5年たっても回復できないほどの大きなつめ跡を残します。生産者にとっては、一生懸命手塩にかけて栽培し、いざ収穫という時期になっての被害は、表現のしようもないほどだったのであります。その都度、今後は生産を続けていくかどうか悩むのです。

特に南濃町の山間地農業は深刻で、次第に休耕地になりつつある原因がその一つでございます。一たん休耕すれば、最初から手間をかけて栽培管理をしなくてはなりません。生産者にとっては大変苦勞で、必死になって努力しております。

海津市の産業の中でも、農業は大変大きな存在でございます。米、麦、野菜、豆、ミカン、クリ、シイタケなどの栽培は、今以上に生産向上させなければならないのではないかと思います。海津市の農産物を全国にアピールできるほどの産業に成長できるとよいのではないのでしょうか。

3町合併前の南濃町におきまして、けもの防止対策といたしまして、一部の地域に中山間地補助金で電気さくを収穫前に設置しました。設置された農地は安全地帯となり、その実績はすばらしいものでありました。このような補助金制度が設けられるとすれば、生産者にとってこの上ない喜びであります。

また、近年は農業の後継者問題で大変深刻であります。未来の見えない農業を生活の糧として選択する若者は年々減少しつつあり、そういった意味でも、生産者に対して市としてのバックアップをしていただけるような制度を考えていただければ、海津市の若い農業後継者にとって夢を持てる産業になり、ますます発展していくことでしょう。ぜひ生産者の声に耳を傾けていただき、さらなる収穫量の向上に御尽力いただきたいと思っております。

続きまして、高齢者交通事故防止対策について2点目をお尋ねいたします。

長年、私も交通安全協会の役員をさせていただいたことがございますが、交通事故防止は永遠の課題であると思っております。がゆえに、永遠に取り組まなきゃならない課題でもございます。

現在の交通人身事故状況といたしましては、7月末で岐阜県内で7,013件ございます。また、そこで60人亡くなってみえます。けがをされた方は9,363名とお聞きしております。これは、昨年に比べますと約200人ほど少ないかと思っております。海津市内の人身事故は93件、亡くなられた方は2名でございます。けがをされた人は170名でございます。交通事故件数としては年々減少しております。しかし、高齢者の交通事故は減少しないというのが現状でございます。海津市交通安全協会も事故防止には大変力を注いでいただいておりますが、海津市としての対策は何かお考えでしょうか。

先般、海津署においてお聞きしましたが、高齢者の運転免許証の自主返納をされる方とは聞きまして、死亡者以外はまれなことがございますとの返事ございました。当然、自主返納すれば、今後二度と車の運転ができず、大変不便になります。高齢者が運転しなくても移動に困らないような対策があれば、自主返納に抵抗がなくなるのではないかと思います。例えば、県内の大垣市や岐阜市など一部の地域では、高齢者に対して各種の施策が実施されているということをお聞きしますが、海津市の高齢者交通事故率は全体の65%近くを占めています。今後、高齢社会になるにつれ、ますます高齢者ドライバーがふえてきます。運転免許証を自主返納しても困らないくらいの環境をつくっていただければ、高齢者による痛ましい交通事故が減らせるのではないかと思います。ぜひ海津市としても早急に対応をお願いしたい

と思います。

以上、質問を終わります。

○議長（服部 寿君） 山田武議員の質問に対する市長の答弁を求めます。

松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 山田武議員の、農業者に対する助成についての御質問にお答えいたします。

海津市は、農業を基幹産業として発展してきました。特に土地基盤整備が完成後の農地を活用した土地利用型の農業は、法人4組織、集落営農組織27団体、個人の担い手農家8戸で、米、麦、大豆の2年3作の作付体系に基づき、安全・安心な農産物の生産が推進されています。また、施設園芸作物は、トマト、キュウリ、イチゴの振興、果樹はカキ、ミカンを中心に生産向上を図るとともに、地域特産品としてのPRの推進にも努めてまいりました。

さて、南濃町地域の中山間地域では、イノシシ、シカ、猿等の有害獣の確認通報があり、駆除した頭数は前年度1年間でイノシシが91頭、シカが48頭、猿が24頭でありました。本年度では、既にイノシシ17頭、シカ14頭、猿7頭であります。その被害対策として、前年度より海津市有害獣防護施設設置補助金、1施設2万円以上20万円を上限とした補助金を予算化して、各農家で電気さく等の購入に対して補助金を交付し、被害の軽減対策を実施してきました。設置した区域からの被害はほとんどなくなったとの成果報告もあり、今後も地域ぐるみで計画的に電気さく等の設置を行い、被害対策を図っていただく本制度の活用を積極的に推進してまいります。また、猟友会、地域住民との連携を密にして、有害獣の駆除対策、巡回パトロールに重視を置き、被害防止対策の推進に努めてまいります。

次に、市内には道の駅「月見の里南濃」「クレール平田」の2施設を総合アグリ情報ステーションと位置づけ、消費者ニーズに呼応した安全・安心・健康、さらに新鮮な農産物の提供、対面による顔の見える農産物販売をさらに推進してまいります。また、海津市産の水稻、小麦、大豆を中心に、トマト、キュウリ、イチゴの園芸作物、県下唯一の生産地である南濃地域のミカン、カキ等の果樹を、海津園芸特産振興協議会の各部会が東京・大阪・名古屋等の大消費地へ生産者みずから出向き、消費宣伝活動を行っております。今後は、県園芸特産振興協議会との連携体制を強化し、飛騨・美濃農産物大都市キャンペーン事業等に積極的に参加し、海津市産の農産物を全国にアピールして、一層の推進に努めてまいります。

次に、農業の後継者問題ではありますが、農家の高齢化、担い手不足により離農される農家が出てきている現状であります。今後は、平成19年度に設立しました海津市担い手育成総合支援協議会を相談窓口として、土地利用型農業を主とした法人、集落営農組織、個人の担い手、施設園芸、果樹栽培を主とした専業農家に対し、安定的な農業経営を目指した対策及び

耕作放棄地の再生利用対策に取り組む農業者に対し、国・県の補助制度、融資制度を積極的に活用し、担い手農家の支援体制を整備し、競争力強化を図る一手段となる地域営農組織等の法人化に向けた農業の推進に努めてまいります。

さらに、本年度から米消費拡大の新制度を利用し、南濃町城山地区の水田の一部に米粉用水稻を作付し、米粉食品の拡大に努めてまいります。また、水田利用推進助成制度も新たに対象となり、生産者に交付金も助成できることとなりますので、今後も積極的に拡大して、排水条件等の悪い圃場での水田有効利用対策もあわせて推進し、さらなる海津市農業の活性化を図ってまいります。

次に、2点目の高齢者の交通事故防止対策についての御質問にお答えいたします。

市内における近年の交通死亡事故件数は、平成19年が7件で、うち高齢者による死亡事故が6件、平成20年は2件で、うち高齢者の死亡事故が1件であります。本年は、この7月末現在2件で、高齢者の死亡事故はゼロ件であります。

市としましては、高齢者を交通事故から守るために、海津警察署及び海津地区交通安全協会等とも連携を図り、高齢者交通安全大学校を毎年地域を設定し開催しており、交通安全に対する再認識や自己啓発に努めていただくなど、年間を通じての交通事故防止に取り組んでおります。また、地域の老人会などから交通安全についての指導依頼があった場合には、海津警察署と市の交通安全指導員等が出かけて、その指導に努めております。

高齢者の運転免許証の自主返納につきましては、公共交通網が整っている都市部では進んでいるようですが、海津警察署管内では少ない状況にあります。そのため、市としましては、高齢者の方が免許証を自主返納された場合に、コミュニティバスの無料乗車券の交付や、あるいは身分証明書として使える運転免許証にかわる住民基本台帳カードの無料交付等、できるところから制度化に向けて取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、高齢者の運転事故対策につきましては、今後も関係機関と連携を密にして、交通事故防止の推進に努めてまいります。

以上、山田武議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 1番 山田武議員。

○1番（山田 武君） ありがとうございます。

ことは特にイノシシとかシカが多いという原因は私どもはわかりませんが、私の方の地域といたしましても、7月末に、今、市長さんのところに写真を置かせていただきましたが、水と緑の環境の方でおりを3個かけまして、約1週間か10日たちましたところで、一つのおりに中くらいの親が3匹入っております、もう一つのおりには、市長さんも言っ

ていましたが、小さいイノシシが9匹入っておりました。これは大変ということで、私も早速そういうようなことが何かないかなあと思ってさせていただいたんですけど、とりあえず異常発生のような気がいたします。

それによりまして、銃が一番よくけものは逃げるとお聞きしますけれども、それは当然撃つこともできないんでしょうが、空砲を撃つとか、空砲と実弾とは区別がつかないかもわかりませんが、そういうような何かいい方法がないだろうかという、私の方でそういう質問がよくありますもので、一遍お尋ねしますがということも言っておきましたけれども、とりあえず人間には被害がないのでいいんですけれども、そういう被害が非常に多いということで、何とかそのところをひとつやっただきたいということです。火薬がいいとか何とかということもお聞きしますけれども、それには限度もございますもので、そうばかりもいけません、その点についてひとつお願いしたいと思います、銃とか空砲とか、何かそういうものはだめなものでしょうか。

○議長（服部 寿君） 小野産業経済部長。

○産業経済部長（小野清美君） 銃とかですけれども、今、海津市の中では爆音機の貸出制度もございまして、そちらも実は使っていただいておりますが、例えば猿とかになりますと二、三回聞くとなれるということで、今現在、市の方では、イノシシ、シカの捕獲許可証を猟友会の方に出しております。それで、銃で捕獲する、またわなを使って捕獲すると。これは、銃の使えない民家に近い部分とか、その現状に合わせて捕獲をしていただいております。それで、先ほどありましたような頭数が処分対象として出てきております。

今年度はどういう事情か、ちょっと私どももわかりませんが、山にえさがないので里の方へたくさんおりてくるのではないかと想像しておりますが、私も今までにこれだけ多く御要望いただいた年はないかと思っておりますので、できるだけ多くの、捕獲基準がございしますので、その基準に合わせた駆除の対策をとってまいりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 1番 山田武議員。

○1番（山田 武君） ありがとうございます。

続きまして、2点目の運転免許証の自主返納ということでございますけれども、当然、自主返納ということは難しいことでございますけれども、ある地域におきましては、小さい事故ですけれども、自分の体がやっとの人が乗られて、何度も何度もその付近にぶつけられるような人があって、近くの方から自主返納という制度がないものか。また、自主返納はいつでもできるけれど、それにかわるものが何かないだろうか、こういう相談をちょいちょい受けたことが私にはありますので、これにつきまして事故をしてからでは遅い、返す場がある、

そういうことをなぜしなかったんだというようなことになってはいかんもんで、前もってそういう受け持ちとか受け皿をつくっておいたらどうかということを私が聞きましたら、市長さんからいい答弁をいただきましたので、今後それが前向きに行きますことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部 寿君） 要望ですので、答弁は結構ですね。

○1番（山田 武君） はい。

◇ 川 瀬 厚 美 君

○議長（服部 寿君） それでは、続きまして4番 川瀬厚美議員の質問を許可いたします。

〔4番 川瀬厚美君 登壇〕

○4番（川瀬厚美君） 当市の人口減少の歯どめ策はということで市長にお尋ねをしたいと思っています。

海津市総合開発計画、将来指標として、本市の人口予想は、平成28年度の総人口は現状のまま推移すれば3万8,000人を割り込むとの予想であります。人口減少は国力の低下であり、市としても当然重要課題であると思われまます。

では、市としてどのような人口減少歯どめ策を講じているか、講じていくかであると思ひます。

人口減少の原因は、死亡等の自然減だけではない。若者の流出が顕著であるからであります。企業誘致は相手仕事でもあり、さらに世界的な不況も重なり、遅々として進まないと思われまます。当市の子育て支援も、国策にも乗じて、他の市町に見劣りするものではないことは理解しております。喜びの声も聞きますが、まだ十分とは言えないのが現状であると思ひまます。

長野県南部にあるS村は出生率2.04で長野県一であり、国の合計出生率の1.34を大きく上回る。ちなみに海津市は、15年から19年の平均値は1.28で県下でも最低レベルであり、驚きであります。S村はゼロ歳から17歳が17%を占め、これも長野県一という。過去3年間で全国から250以上の自治体が視察に訪れたS村は、徹底した合理化と村民の理解と協力で捻出したお金は若夫婦に向けられ、子育て支援を充実させた結果、人口増となったと聞いております。

また、お隣のW町は若夫婦に人気があり、平成20年後半も人口横ばいとの調査結果を見ております。公共料金、アパート代も安く、W町に居住し、海津市、大垣市に勤務する方も多いと聞いております。

当市には、近年廃止となる雇用促進住宅が平田、南濃にあり、また老朽化した市営住宅が海津、南濃にあります。南濃北部雇用促進住宅2棟のうち、現在は10家族ほどがお住まいで

すが、多くが市外へ住居を持たれたと聞いております。人口減少歯どめ策は、まず住居の確保ではなからうか。公営アパート・住宅は、当時「だれもが同じ生活を」の趣旨でつくられました。しかし、今や人口の確保上、重要な政策課題と思われます。老朽化した市営アパートも遠からず避けて通れない問題、市長はどのようにお考えか。

また、生活環境の面から見れば、海津・平田地区は国営事業の導入により県下屈指の生活基盤が築かれました。それに比べ南濃地区は旧態依然の地域も多く、インフラ整備もままならず、若い人たちが新しく住居を構えたいと思える条件にはほど遠いのであります。もちろん整備・開発は地元の総意が必要であることは承知しておりますが、産業の発展と人口の確保の観点からは非常に重要であると考えます。あわせて市長の御所見を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（服部 寿君） 川瀬厚美議員の質問に対する市長の答弁を求めます。

松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 川瀬厚美議員の、当市の人口減少の歯どめ策についての御質問にお答えします。

市営住宅は、公営住宅法の規定により、住宅に困窮する低額所得の方々に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定に寄与する目的で建設されております。入居できる方の収入基準額は、1世帯当たりの月収が15万8,000円以下で、60歳未満の方は単身では入居することができません。市営住宅は、民間の集合住宅に比べて家賃が低く、若い夫婦の方にとっては魅力であります。入居を希望されても収入が基準額以上である場合など、入居条件に該当しないケースが多い状況であり、少子化対策の効果は少ないと思われます。老朽化した市営住宅は、南濃町の1カ所、海津町の3カ所が該当しますが、建物の維持管理につきましては、入居者の意見を伺いながら、悪くなった箇所の改修や修繕などに努めて入居していただいているところであります。

近年、市内においては民間の賃貸住宅建設も多く進められており、平成17年度から現在までに市内で31カ所253戸の住宅が建設されています。家賃は市営住宅よりも高くなりますが、住宅を供給できる環境は整ってきていると思います。今後は、その動向も見ながら住宅施策に取り組んでまいります。

次に、生活基盤整備についての御質問ですが、国土利用計画の海津市計画を平成20年12月に策定し、土地利用に関する基本的な指針を定めます。その中で、南濃地区においては、優良農地や森林の保全を図りつつ、市街地においては都市機能を充実させ、快適な市街地の形成をし、集落地では周囲に広がる農地と調和のとれた居住空間の形成を図ることとしています。南濃地区も、水田面積が多い地域は海津・平田地区と同様に土地基盤整備は進められ

てきております。輪中地域とは地形的な違いもあって畑作地域も多く、長年、作物が植栽されていることなどから、面的な整備は難しく、これからも線の整備に努めてまいります。

また、国道258号沿線は、産業の活性化を図る商業地・工業地として活用を図る土地利用の考えで、今、駒野地内に工業団地の整備を進めており、企業誘致を積極的に推進して、雇用機会の拡大に努めていきたいと考えています。このような土地利用を進めて、市民が安全で暮らしやすい快適なまちづくりを目指し、人口減少の歯どめ策になればと考えています。

以上、川瀬厚美議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 4番 川瀬厚美議員。

○4番（川瀬厚美君） 企業誘致には、従業員の数とか一定基準を満たせば、税金面で固定資産税等の3年間の免除等がありますが、仮にアパート等の建設において、何かそういう基準を設けて、満たして補助が出されて、それが入居者に還元できるということになれば、さらに海津市に住む人がふえるのではないかと、そんなことも私は思います。現在、先ほど申しましたように、お隣の町からこちらへ通う、大垣へ通う人というのが多いと聞いております。南濃町の駒野周辺に家を建てられた方が、お隣の方へ、友達からこっちへ来いや、こっちへ来いやと勧められたと聞いております。多分、この役所の方々でそういう方々も見えます。ですから、そういうよそにないような税の優遇措置、こんなこともできないかなとふと私は考えますが、いかがでしょうか。

それと、現在南濃町はそういう計画もされてはおると思いますけれども、幹線から一步踏み出せば昔の、本当に体が一つ通るだけのようなあぜ道も多く、非常にその面ではおくれておりますし、市としてそういう呼びかけなり、PRなり、ビジョンなりを持って今後のまちづくりを進めてもらいたい。そして、若者が住めるような魅力あるまちづくりにつなげてもらいたいと思いますが、早急にそのビジョンというものも市民に明確にわかるように立ててもらったらいいかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（服部 寿君） 大倉建設部長。

○建設部長（大倉明男君） 今御質問のアパート等の建設の補助ということでございますけれども、民間のアパート、あるいは住宅等で、現在のところそういった補助をするという考えはございませんが、近隣の状況を先ほどおっしゃいましたけれども、確かにいろんな状況もございまして、W町では地価等が安いというようなことから家賃が非常に安価で提供がされておるといこともございますし、そういった戸数も非常に多くあって、選択肢が非常に多いというようなことも聞いておる状況でございます。

それから税の優遇措置等は、工場誘致等でもいろんな施策を海津市でもとっておりまして、

そういった対応は現在のところしている状況でございます。

それから、市道整備の呼びかけでございますけれども、先ほど御質問の中にもありましたように、そういった整備をするに当たっては、当然地権者等もございますし、地域等の御意見も当然ございます。そういった中で私どもも効果の高いところから順次整備をさせていただいておりますけれども、また御要望等があれば御相談等もさせていただきながら、市道の整備にも努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 4番 川瀬厚美議員。

○4番（川瀬厚美君） いろんな角度から見られて、市としての独自の人口増対策も考えていただきたいと思います。

要望ですので終わります。

○議長（服部 寿君） 一般質問の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

再開を10時40分といたします。

(午前10時17分)

○議長（服部 寿君） 休憩を閉じ、再開いたします。

(午前10時40分)

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（服部 寿君） 続きまして、18番 藤田敏彦議員の質問を許可いたします。

[18番 藤田敏彦君 登壇]

○18番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

私は2点ございます。

まず1点、海津市文化会館（南濃町）施設、今後の運営についてであります。

質問内容。まず、質問相手は教育長であります。

文化会館（南濃町）のステージの舞台装置（つり物）が老朽化したため、今後のイベントは一切受け付けしないと聞きました。修理をすれば7,000万円以上の費用がかかることとあります。どうされるかが心配であります。耐震診断はされたのか。また、だめなら耐震補強工事をする計画はあるのか、お聞きしたい。

そして、我が市は、学校等の教育施設に対する耐震補強工事は、マスコミでも有名なくらい迅速に遂行されています。この文化会館は昭和54年にオープンしました。東京の有名な設計事務所が設計を担当し、日本照明学会賞を受賞したほどの立派な作品であります。プロの

アーティストからも、音響効果は市内の会館施設の中では最高であると言われております。この歴史ある文化会館では、有名演歌歌手、またフォーク歌手のコンサート、落語、文化祭等のイベント、カラオケ大会、あらゆる思い出が脳裏に浮かんでまいります。平田町のふるさと会館も、ステージは使用禁止になっております。しかし、客席はフラットであり、まだまだ使用可能であります。南濃の場合は固定のいすであり、土地の傾斜を利用した設計になっており、使用方法としては大変難しい。

現在、文化協会には重複者を含めて2,000人以上が加入しております。劇団のけいこ場とし、また吹奏楽の練習場として使用されていきました。市内に3ヵ所も会館があるということは、維持費もかかり、財政的にも大変な時代であることは理解できます。市民が文化教室に参加することによりストレスの解消、会話をすることによりコミュニケーションを図り、心身ともに健康になり、医療費の抑制につながります。ぜひとも改修をして、存続してもらえることを痛切に思います。教育長のお考えをお聞かせください。

第2点目、臥龍山行基寺（月見寺）文化財防災体制、防災対策はよいか。

行基寺は、奈良時代、聖武天皇の勅願（天皇が神仏に願をかけられること）により、行基菩薩により東大寺大仏と同時に建立されたのが始まりである。元禄年間には、尾張藩分家として高須藩3万石、松平義行公に始まり、高須松平家の菩提寺とされました。高須藩主歴代13代のうち9代のお墓が建てられています。海拔140メートルの高さにあるこの寺から見た濃尾平野、アルプス連山、ツインタワー等は雄大な眺望である。よくテレビ局が取材に来るそうではありますが、特に今までNHKが来た次の日曜日には見学者が大変多く、車が混雑したそうであります。テレビで御住職が、この寺からは9ヵ国が一望できると言われました。9ヵ国とは、美濃、飛騨、尾張、三河、伊勢、信濃、木曾、越中、加賀であります。市の文化財のオランダ時計・ポルトガル時計を初め、県文化財の仏画、その他多くの歴史的に貴重な文化財がそのまま残っています。

さて、この文化財を守る防災体制の現実はどうか。境内に入る手前の道路沿いに防火用水が1ヵ所あるのみであります。それも、谷の水を引き込んだものであります。自己管理、自主防災、個人の寺ではないかといえどもそれまでかもしれませんが、消火栓一つなし、境内には防火用水もなし、これでよいのかと私は思います。

私がまだ小さいころ、母親の背中から見た行基寺の鐘楼が全焼したとき、夜であったので、山の中腹が赤く染まっている光景をはっきりと記憶しております。後になって、当時の消防団の人、今でいえば70歳代後半の人に聞きますと、谷の水をとめて、消防ポンプによりホースをつなぎ、中継をしながらやっていたら、ホースの材質が悪く、途中でパンクして大変であったとのこと。結局全焼してしまったそうであります。

あれから半世紀、防火設備は何も変わっていない。南濃町時代には、現在の道路、市道12

号線の拡張を約束していたが、どうなってしまったのかと住職は言われます。昔はユースホステルになっていて、愛知県の高校のブラスバンド部が合宿をして、トランペット等の練習の音が鳴り響いたものでした。また、月見をしながら俳人が集まり、俳句の会がよく行われます。水晶の湯、道の駅、また養老鉄道を利用すれば、美濃山崎駅、駒野駅からのハイキングコースには最適であります。現代人のいやしの場、厳しい経済状況、人間関係の複雑さ、親子関係もあいまいになってきた世の中、行基寺からの雄大な景観は必ず心が洗われ、リフレッシュできる最高の観光スポットであります。

市長は以前、文化財防御訓練が行基寺で行われたときに、大変すばらしい山寺であると絶賛されました。今後の防災体制、防災対策について、市長のお考えをお伺いいたします。

最後に一つだけ、市内には文化財に指定されたものが数多くあります。全国で仏像等の盗難が多発しておりますが、セキュリティーに関しては市として何か指導をされていますか、お聞きいたします。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（服部 寿君） 藤田敏彦議員の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

初めに、平野英生教育長。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

○教育長（平野英生君） 藤田敏彦議員の海津市文化会館施設の今後の運営についての御質問にお答えいたします。

文化会館は、議員御承知のように、ステージと固定席のホールを持っている文化施設と、その西側にあります福祉施設から成る複合施設であります。これまで大変多くの皆さんに利用されてきましたが、築30年が経過しておるところでございます。現在、行政改革の中で公の施設の今後の方向性として、文化会館は平成24年度をもって文化施設部分は廃止することとなっております。したがって、耐震診断につきましては福祉施設についてのみ行う予定にしております。

なお、ステージの舞台装置の一部が経年により落下する危険性があります。今後の利用見込みと修繕費を検討し、利用方法が制限されますけれども、安全を第一に考えた上で、装置の一部を撤去して利用していただくこととしておるところでございます。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 続きまして、松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員の2件目の、臥龍山行基寺文化財防災体制、防災対策はよいかについての御質問にお答えいたします。

1点目に、市道南濃12号線の拡張工事につきましては、延長1,468メートルのうち行基寺

までの連絡道路関係分1,140メートルについて、平成5年から平成13年度までの9年間にわたり、延長452メートルを、5,783万円を投じて町単独土木事業、公共土木災害復旧事業で改良・改修工事を実施いたしました。

議員も御存じのとおり、このあたりの山林の斜面は急峻で地質も悪いため、道路工事により地すべりなどを誘発し、災害の発生源となるおそれがあるため、現状のり面の安定した山林をそのまま保持することが適切であると考えます。市としましては、本路線の地すべり危険箇所の現地確認・点検を月2回と、台風や地震等による災害の発生のおそれがあるときにも随時現地調査を行っています。今後も、道路の維持管理を主体とした市道の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

2点目に、文化財の防災体制、防災対策についてでございますが、文化財の管理者に課せられる消防法による防火対象物としての消防用設備等の設置については、同法施行令別表第1によって、11項の神社、寺院、教会、その他これに類するものに該当し、消火設備のうち消火器の設置が義務づけられており、義務設置必要単位数が基準どおり設置されております。

次に、消防水利の基準に規定される公設の防火水槽については、御質問にございましたとおり、境内手前の道路沿いに貯水量40立方メートルを有するものが行基寺専用という位置に1カ所ございますので、この位置を中心にして半径140メートル以内に建造物が位置しており、消防水利に関しては、山腹という位置的な条件から判断すれば、十二分とは言えないまでも、これについても基準を満たしているところでございます。一般の住宅地等に設置しておりますような消火栓の必要性につきましては、既存防火水槽をもって消防水利の基準を満たしております。

設備及び施設の法的整備に加えて、防災・防火意識の啓発等につきましては、文化財防火デーの前後に定期的を実施しております文化財施設への立入検査時に、施設管理者に対して火事を出さないよう防火管理の徹底を特にお願いしておりますし、文化財防ぎょ訓練を毎年会場を変えて実施し、施設管理者はもとより、地元自治会、区の皆様にも文化財の重要性を再認識していただくよう努めているところでございます。

今後とも、文化財の防火体制、防災対策につきましては、まずは管理する側に法的な基準を満たしてもらうよう努めてまいりますことと、私ども行政に課せられた基準についても充足してまいりますことを基本に、貴重な文化財を守っていきたいと考えております。

3点目に、文化財のセキュリティーについてでございます。

指定された文化財の中には数多くの仏像等があります。これらの盗難を予防する対策として、セキュリティー設備の設置があります。教育委員会においては、所有者へ盗難予防等について指導してまいります。基本的には保存管理はあくまでも所有者にゆだねることになりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

〔18番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 18番 藤田敏彦議員。

○18番（藤田敏彦君） まず1点目の文化会館についてでございますが、聞いておりましたちょっと残念だなあというふうにするわけでございますが、今、東海地震はいつ起きてもおかしくないような時代でございます。また、地球の温暖化により、日本各地で生まれて初めてのような集中豪雨で大変な被害が出ております。そういうことも、まさかということが起きるかもしれませんので、ぜひ避難所ということを入れていただいて、今後の対策を考えていただきたいと。

先ほど教育長からのお話にもございましたが、山の扇状地を利用した斜面のいすの配置という設計になっておりますので、ステージのどんちょうとか、つり物に7,000万というのは非常に大変だなあというふうには思いますが、文化教室とかそういうのが、どんどんどんどん使用料も重なり、皆さん縮小化されてしまいます。やはりこれからは、今でも質問に出ておりますが、高齢化社会で、市民の楽しみというものを奪ってしまうのではないかと思いますので、ステージが危ないというのであれば、とりあえず7,000万のつり物とか、そういう工事ができるまででも、客席のフラットの部分を仮設的な、抜けてしまうようなステージはいけません。音響効果が一番すばらしいという、私から言わせると本当に作品だなあというふうに思っておりますが、そういうステージを特設のようなものをつくっていただいて、文化的ないろんなイベントが縮小しないようお願いをしたいと思いますが、再度教育長のお考えをお聞きしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（服部 寿君） 平野英生教育長。

○教育長（平野英生君） 今、議員がお話のように、文化会館は非常に音響施設がいいところと私もいろんな場で経験しながらおりますけれども、先ほど申しましたように、耐震等にかかわる部分を含めて、経年の中でつり物が大変危ないことになっておりますので、一応つり物をどけた上で、ステージを24年度まではできるだけ有効に使っていきたいと考えておりますので、その辺のところをよろしく願いいたします。

〔18番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 18番 藤田敏彦議員。

○18番（藤田敏彦君） 教育長、よろしく願いいたします。

次、2点目の件でございますが、いろいろ消防法とか市の規定とか、あくまでも個人の自主管理ということは非常に理解しておるわけでございますが、行基寺も数年前に県の文化財指定の大日如来像という仏像が盗難に遭っております。非常に残念がっておられるわけであ

りますが、これはちょっと関連といえば関連かもしれませんが、私はよく庭田から上がっていった北勢線というのを通るわけですが、そこなんかのごみの不法投棄は禁止だと。監視カメラが設置してあるというような看板が出ております。ですから、助成していただければそういう防犯カメラというのは非常にありがたいなど。いろんな犯罪でも、最近は防犯カメラによって犯人を突きとめるという時代でありますので、そこまではなかなか大変かもしれませんが、そういう看板の設置だけでもかなり違うと思います。

海津市のプールでもそうであります。私はよくプールへ行きますが、そこでガラスを割って車の車上ねらいが非常に多かったわけですが、私のとめた車の隣が車上ねらいに遭って、それで若い娘さんが泣いておったという、そこへ警察も来て大変な事態がありました。それで市にきちっと看板を立ててもらったと。それからそういう犯罪はないように聞いております。

海津市の市報にも、職員として学芸員の立派な方を迎えられて、それでいろんな市の歴史を紹介されます。私は、あの記事を非常に楽しみにしております。それがまた犯罪者の的になってはいけませんので、なかなか助成ということは大変かもしれませんが、そういう指導ということ、ぜひとも文化財を守るために、また市の財産でありますので、そういうことはきちっとやっていただきたい。再度、市長のこれからの方針をもう一度お聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（服部 寿君） 松永清彦市長。

○市長（松永清彦君） 基本的には先ほど答弁させていただいたとおりでありますけれども、議員がお話しになりましたように、私も行基寺は大変すばらしいお寺だという認識を持っておりまして、まずはお客さんをたくさんあそこへ連れていくことだろうと思って、いろんな方をあそこへ今御案内を差し上げております。その中でセキュリティーにつきましては確かに大切なものがありますが、そのことに関して、やはり個人の責任の上でお願いを申し上げたいという思いであります。議員御指摘のように、看板を立てると効果が市民プールではあったというお話でございますけれども、もしそういったことで効果があれば、それは検討してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（服部 寿君） 再質問。

[18番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 18番 藤田敏彦議員。

○18番（藤田敏彦君） ありがとうございます。

私もしっかり説明をしてまいります。今後とも文化財を守るために一生懸命御尽力をいただきます。よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（服部 寿君） 続きまして、2番 堀田みつ子議員の質問を許可いたします。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、二つの問題について質問をいたします。

第1に、医療保障についてでございますが、特に国民健康保険にかかわってお尋ねします。

だれもが健康で暮らしたいという願いを実現する、その保障として国民健康保険制度などの国民皆保険制度が整備されております。私は、以前に国保の資格証明書の発行に伴う問題として、全国的に見て資格証明書の発行を受けた被保険者の約半分が受診を控え、医療から遠ざけられていると言われるなど、健康悪化を引き起こし、医者にかかれず死亡に至るといったケースが報告されているということを取り上げました。資格証明書の発行は、簡単に医者にかかれないという宣告であり、命のさたも金次第であるということを申し上げましたが、辛うじて国保税を納めていても、医療費が負担となって医者にかからず、我慢をしているケースも数多くあると考えております。医療を受ける権利を、低所得で生活に苦しんでおられる方も含めてひとしく保障していくべきではないでしょうか。また、医療保障をしていくためにも、支払い可能な国民健康保険税にしていくことも重要です。そこで、次の項目についてお尋ねします。

一つ、国保等の一部負担金（医療費）についてでございます。

国民健康保険法の第44条に、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対して、次の各号の措置をとることができる、1. 一部負担金を減額すること、2. 一部負担金の支払いを免除すること、3. 保険医療機関等に対する支払いにかえて一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することとあります。また、後期高齢者医療制度においては、こうした医療費の一部負担金の減免制度に対する規則、要綱があるとお聞きします。しかし、減免事由の中には、低所得者に対する規則、要綱がないようです。そこで、次の点についてお尋ねします。

国民健康保険でも一部負担金の減免制度を実施できないか。2. 後期高齢者医療制度の一部負担金減免の内容をどのように知らせているか。さらに、減免事由に低所得であることをつけ加えられないでしょうか。

2. 国民健康保険税について。

国民健康保険運営協議会において財政状況の報告があり、平成22年度に向けて保険税率の検討をしていくとのことでした。税率を変えるとなると12月の定例会には方向を示していかなければなりません。現在の進みぐあいはどうなっていますでしょうか。市民に対して報告しながら進めていくと言われていたと思いますが、決まったことだけを報告されるのでし

ようか。検討内容や財政状況の現状など、情報公開をされないのでしょうか。

二つ目の大きな問題として、海津市の公の施設についてお尋ねします。

各施設の利用について、維持管理等を含めて検討がされておりますが、先月の全協で文化会館やふるさと会館のホールの利用が今年度までとのことでした。利用実態や耐震はどうだったのかなどの詳細説明とともに、他施設の検討結果報告はどうなっているのか、お尋ねします。

以上2点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（服部 寿君） 堀田みつ子議員の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

初めに、松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の、医療保障についての御質問にお答えいたします。

1点目の、国民健康保険の一部負担金につきまして、減免制度を設けられないかとの御質問にお答えいたします。

国民健康保険法第44条では、保険者は、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときなど特別な理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難である方に対し、一部負担金の減免と徴収猶予のできる規定があります。現在、本市にはそれを運用する減免制度は設けておりません。県下で一部負担金の減免基準を設けているのは、平成19年度調査では42市町村中4市であり、平成18年度の実績はありません。

このように、非常に運用が少ない状況にかんがみまして、厚生労働省は、生活困窮者の方の窓口負担を軽減する一部負担金減免制度につきまして、収入が生活保護基準以下など一時的な生活保護に準ずる状況にある世帯を対象とする方針に基づき、9月から全都道府県でモデル事業を実施します。厚生労働省は、その結果を検証し、平成22年度中には全国市町村において適切な運用が行えるよう一定の基準を示す予定と聞いております。具体的な判断基準などの基準が示された後、その方向性を見きわめ、また非常に苦しい当市の国保財政へ与える影響などを考え合わせながら検討してまいりたいと存じます。

次に、後期高齢者医療制度の一部負担金減免の内容のお知らせにつきましては、これまで周知を図っておりませんでした。市報や市ホームページによりまして、被保険者の方へ広く制度の周知に努めてまいりたいと思います。

また、減免対象に低所得者であることをつけ加えられないかにつきましては、一部負担金の減免・徴収猶予は、高齢者の医療の確保に関する法律で、後期高齢者医療広域連合は、災害その他特別な事情がある場合は減免等の措置をとることができる規定しておりまして、法律施行規則で特別な事情とは、震災、風水害、火災により著しい損害を受けたときなどと規定されております。これに基づいて、広域連合では取扱要綱が定められております。

取扱要綱に低所得を加えるか否かは、私も広域連合の議員でありますので、市及び市議会で意見集約され、まとめれば広域連合議会の場で発言させていただきたいと考えております。

2点目の、国民健康保険税の税率改正に向けての進捗状況につきましては、現在、本算定も終わり、最新数値がそろいつつありますので、税率改正の検討のもととなる資料の収集を行っております。今後につきましては、当市の国保の置かれている現状等を市報9月号から順次掲載し、国保運営協議会の協議内容をお知らせしながら情報の提供をしてまいりたいと存じます。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

二つ目の質問に対しましては、教育長が答弁した後に、また答弁させていただきます。

○議長（服部 寿君） 続きまして、平野英生教育長。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

○教育長（平野英生君） 堀田みつ子議員の、海津市公の施設についての御質問にお答えいたします。

文化会館、ふるさと会館のホールの利用実態につきましては、平成20年度実績で文化会館は年間34日、利用した人数は5,090人でございます。ふるさと会館は、安全性を配慮した上で平成19年度からステージの使用は中止しておりますが、多目的に利用できるフロアの使用が年間263日、人数は8,935人といった状況であります。

また、耐震診断につきましては、両施設とも今後順次進めてまいります。文化会館につきましては、先ほど藤田議員にお答え申し上げましたように、福祉施設部分についてのみ実施していく方向でございます。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 続きまして、松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の、海津市の公の施設検討結果報告についての御質問についてお答えいたします。

公の施設の見直しは、昨年5月に公共施設見直しの指針を策定し、それに基づき所管課で、公共施設の目的と効果の検証と施設のあり方について全140施設の検討を行い、今後の方向性を5区分に分けました。その5区分とは、A、休止・廃止、その他合理化検討、Bが地域団体への移譲検討、Cが類似施設の統合検討、Dがほかの目的施設に転用検討、Eが存続、アウトソーシング推進指針に基づく検討であります。その検討結果をもとに、行革プロジェクト委員会、行革推進本部会議、政策調整会議等で協議を行っております。その中で、今後転換を求められる施設については、海津地区の小学校附属幼稚園のように、事案ごとに議員の皆様に御報告させていただきます。

なお、個々の施設の見直しの方向性については、毎年度、見直しを行ってまいります。20年度の検討結果は、後日、皆様に一覧表を配付させていただきます。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） それでは、国保にかかわることでございますけれども、当然、今まで規則だとか要綱がなかったというふうですけれども、こうした減免について、法律の方が定めるもののほか、条例を定めていくというふうなので、この法律があれば、条例とか規則、要綱というものがなくても適用はできるということでしょうか。ちょっとそここのところを、まずとりあえずお願いします。

○議長（服部 寿君） 水谷副市長。

○副市長（水谷敏行君） 国保法の第44条の解釈についてはいろいろとございまして、堀田議員がおっしゃったように、ほかの自治体において、この44条をもとに、要綱とか手続の規定がないにもかかわらず申請が出されたケースがございます。それにつきましては、県もしくは厚労省と相談して、その対応を検討されたように聞いております。

基本的に、国保という全国で共通の制度の中で、その手続において相違があるのは好ましくないという考えも当然ございまして、何らかの形で手続を定める規則とか要綱を制定しなければならぬという考え方もございます。ただし、国保法の44条はあくまでもできる規定ということで、先ほど市長が答弁させていただいたような実態であるということでございます。

ただ、この関連で、沖縄県の国保審査会が、この国保法の44条についてはできる規定ではなくて、特別な事由のある方がいることを前提にできるという規定を設けたものであって、制度そのものをつくらなくてもいいということまでは言っていないという裁定を出されまして、沖縄県では管内の市町村に対して規則もしくは要綱をつくるようにという行政指導がなされているということは承知しております。ただ、現実には、この制度を生かして実際の支給等を行っている事例というのは極めて少数でございますし、一般的な考え方としては、国保法44条はあくまでもできる規定でございますので、多くの自治体と同じようなスタンスを当市はとっているということでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） 今、副市長も言われたように、実際に減免の実施状況の中に件数自体が少ないと。なかなか件数が少ない理由の中で、財源というふうなところもあるようには

お聞きをしますし、実際に規則だとか要綱があっても、周知不足という部分があるというふうにもお聞きしておりますので、これは国保ではないんですけれども、後期高齢者の一部負担金の減免についてはきちんと周知していただけたということでしたので、これはよろしくお願いたします。

それとともに、実際に災害だとか失業だとかいうところでは、当然医者にかかるにも大変だというふうになりますけれども、低所得であるということで、要は生活保護ぎりぎりという場合は医者に困窮しないというふうに理解してみえるのかどうか、そこら辺をちょっと市長はどう思われますか。

○議長（服部 寿君） 松永清彦市長。

○市長（松永清彦君） 福祉部長に答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（服部 寿君） 安達市民福祉部長。

○市民福祉部長（安達博司君） その家庭の病院へかかれる時点の生活費の問題だと思えますけれども、それが生活保護ぎりぎりかどうかといった判断でございますけれども、医者へかかる費用がないから何とかならないかといったような相談は今のところ受けておりません。

○議長（服部 寿君） 水谷副市長。

○副市長（水谷敏行君） もともと国保法44条自体と申しますか、この法律自体が非常に古い法律でございますので、もともとは患者の一部負担が5割のときに、その患者負担を少しでも軽くするために生まれたのがこの一部負担金の減免の関係の44条でございますので、当時はまだ高額医療の給付もございませんでした。そういった状況の中で生まれた制度でございます。それが、いろいろと変遷はありますが、一部負担が3割になり、高額医療の給付も充実し、さらに市独自でも福祉医療等を行っております。そういった状況の中での制度でございますので、多くの自治体がこれに対してさらに一部負担金の減免制度は設けていないというのが実態でございます。

ただ、国保と申しますか、いろんな医療制度に係る環境が変わってきておりますので、先ほども申しましたように、いろんなケースが出てくれば、その都度対応していく必要が出てくるとは考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） 部長は、そういうふうな事例がないとは言われましたけれども、実際ただそういう相談がなかっただけで、それこそ生活保護を受けたいというぐらいの方でも、生活保護の申請をする中でいろいろ問題が出てきてというか、生活保護を受けること自体が大変というか、もうやめておくわというふうなことを体験したんですけれども、医療券を受け取りに行くだとかいろんな問題で、生活保護費もそんなに出るわけじゃないからまあいい

わというふうな方もありました。その方も本当を言うと医者にかかりたいんだけど、かかれぬというふうに言ってみえました。

だから、そういうことを考えますと、今の経済状況というのは本当に大変な状況で、格差も広がっておりますし、生活保護ぎりぎり、いやそれ以下でも何とか生活していくというよりか、もうどうしようもないからという状況で生活してみえる方もあります。そういう相談も受けておりますので、最低でも医療費のこの部分だけでも申請というふうな形で制度をきちんと整備していただきたいというのが一つなんですけれども、先ほどもお聞きしましたけれども、それこそ失業というふうな状況じゃなくて、低所得というのもしっかり医療にかかれぬというふうなことではないでしょうか。そのことに対してきちんとしたお答えがなかったような気がするんですけれども、どうなんですかね。生活保護ぎりぎりのところで、本当に医療費が払えるものなのか払えないものなのかというところをどのように考えてみえるのかをお聞きしたんですけれども。

○議長（服部 寿君） 安達市民福祉部長。

○市民福祉部長（安達博司君） まず生活保護でございますけれども、保護費は全額税金で賄われております。よって、当然支給していただくには制限がございます。

その中で、医療費だけは何とかならないかといった御質問でございますけれども、まず医療費の前に、その世帯の一月の生活基準額というのが定められております。それを下回っておる場合において保護が受けられるといったような状況でございます。そして、大きな疾病等をお抱えの場合、大きな手術・入院が必要となった場合、その都度御相談に来ていただければ、お話は承りたいというふうに考えております。

○議長（服部 寿君） 再質問。

〔2番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） それでは、もう一つは、後期高齢者医療制度の方の減免事由に低所得というふうなことも、これは議員の皆さんの意見が一致して決められたら、後期高齢者の広域連合議会で発言をしていくというふうに言われましたけれども、こうした意見というのはなかなか一致しづらい部分かなあというふうに思うんですけれども、ぜひとも少数意見にしろ何にしろ、あるということを書いていただきたいと思います。議会じゃないにしても、広域連合の全員協議会なりなんなり、一言でもその部分を書いていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、そちらをお願いします。

それとともに、国保税なんかも、税率を検討していく中で当然いろんな状況を情報公開されていくというふうでしたので、その中で、こうした一部負担金についての検討も加えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（服部 寿君） 安達市民福祉部長。

○市民福祉部長（安達博司君） 市長の答弁にありましたように、国の方が全国でモデル的に事業を実施していくというふうに言っておりますので、この辺のところも含めて成り行きを見ながら、そんな点についてもまた検討する時期が来たら、行っていきたいというふうに考えております。

[2 番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 2 番 堀田みつ子議員。

○2 番（堀田みつ子君） なかなか成り行きを見ながらしか検討していただけないようではありますが、命の問題とか、医療の問題というのは、結局医療費というのが、ふだんから健康管理なり、医者にかかったりだとかしながら医療費が抑えられるということもありますし、突然本当に悪くなって担ぎ込まれたという状況になって、それだと医療費なんかも膨れ上がってくるわけですから、ふだんから気軽に医療にかかっていたりするような制度というものを考えていただきたいと思います。

それと、次の公の施設についてお尋ねするんですけれども、文化施設の方は24年までは使っていくよというふうにありましたけれども、その後は、そこはただがらんどうにされるのか、どういうふうに考えているのかということとか、実際につり物、要はライトであるとか、どんちょうであるとか、いろんなものをつるための上のもというふうに考えたらよろしいんでしょうか。そこが、実際に直すとなると予算というものがどれくらいというのを教えていただけませんか。

○議長（服部 寿君） 森島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） 堀田議員の御質問についてお答えさせていただきますが、文化会館につきましては、先ほども答弁がありましたように、24年度をめどに、それ以後取り壊していく方向では進んでおります。これはまだ最終結論ではございませんが、類似施設に関しましてはそのような方向を持っているということでございます。

それと文化会館のホールでございますが、ホールの中にはつり物というものがかなりございます。例を挙げてみますと、一番前にはまずどんちょうがございます。その後ろにボーダーといいますか、これは備えつけのライトとなっております。それからホリゾンライト、サスペンションライト。このサスペンションライトというのが一番重量がございまして、これを中心に撤去をしたいというふうな思いを持っております。

それで、この文化ホールにつきましては、先ほども言いましたように、24年度までは市民の皆さん方の御要望がかなりあるということで、市民の安全をまず優先させていただきながら、最低限の舞台装置で御利用していただく方向を今検討しておりまして、総額的な見積もりはとりましたが、まだこのどの部分を改修していくという見積もりまではちょっととり合

わせておりません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、文化ホールとして最低限使用できる範囲ということで今後進めていきたいというふうに考えております。よろしく御理解いただきたいと思っております。

[2番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） それでは、先ほども藤田議員からもありましたように、文化会館の音響施設がよいというふうに言われましたけれども、会館を利用するのにどうしても必要になってくるものがどれくらいあるのかなあと考えているんですけども、実際のところ、最低限のものをやった場合でも24年度までをめぐりこれを取り壊していくということなんでしょうか。最低限度のところまで維持していったって、例えば年間の利用がそれなりにあるというふうでしたら、そこで利用ということは全然考えられないんでしょうか。

○議長（服部 寿君） 森島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） 先ほど市長からの答弁もございました。現在、この公の施設は行革の一つとして進めておられるような状況でございます。一応25年までの中でいろんな施設の統廃合、いろいろ種類はございますが、その中で文化会館につきましては、福祉会館を除いて25年で一応廃止をしていくという教育委員会としての方向でございます。最終的には先ほどの行革の推進本部とか政策調整会議等でも十分に協議をしながら進められるということで御理解いただきたいと思っております。

[2番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） それと、こうした報告というんですか、突然降ってわいたように、ここはだめよというふうな形がこの間の全協で話されましたけれども、市民への周知なり、利用者に対してはこうよとかいうふうには、何かぼそぼそというんじゃないですけど、利用できないとかなんとかというふうにしてわかる程度で、全体的な周知というのは今後どういうふうにしていくのかというところはどうなんでしょうか。

皆さんにどうやって、ここのホールとかなんとか、今こういうふうを考えていますよとか、もうここら辺をめぐりに使えないよとか、理由だとかいろんなものを含めてお知らせというのは、市報なんかでされるのでしょうかということなんです。

○議長（服部 寿君） 森島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） 改めての御質問でございますが、この施設の今後の進め方でございますけれども、先ほど言いましたように一応25年をめぐり廃止していく方向でございますが、その間にいろいろ利用団体の方もお見えになると思いますし、その方々にも当然ながら、利用が24年という計画でございますので、その辺の周知徹底、また市民の皆さま

んにも、政策調整会議とか本部会議で決定をされれば、市報等でも周知徹底を図って行って、利用していただけない方向をお知らせしていくということで進めてまいりたいというふうに思っております。

[2番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） 最後に、確かに同じような施設自体があるということが大変であるということは思うんですけども、利用の合理化をして、最低限の使い方をして維持していくということができないものか。それぞれの地域の近いところで使える。あそこまで行かなくても使えるということが結構大事かなと思いますので、その点についても十分検討していただきたいということと、他施設のいろんな検討結果の報告は後日一覧表をいただけるということですけども、できるだけ早く下さい。よろしくお願いします。

○議長（服部 寿君） 答弁はよろしいでしょうか。

○2番（堀田みつ子君） はい。

○議長（服部 寿君） ありがとうございます。

これもちまして一般質問を終結いたします。

◎報告第9号 専決処分の報告についてから認定第5号 平成20年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についてまで

○議長（服部 寿君） 次に日程第4、報告第9号から日程第21、認定第5号までの18議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

松永清彦市長。

[市長 松永清彦君 登壇]

○市長（松永清彦君） 今定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件2件について、順次その内容について御説明申し上げます。

報告第9号の損害賠償の額の決定につきましては、本年6月2日、海津町松木地内において、公用車と一般車両との接触により起こした事故の賠償金を支払うものであり、報告第10号の損害賠償の額の決定につきましては、本年6月14日、海津町鹿野「海津地区コミュニティ防災センター」北駐車場内において、消防用車両と一般車両との接触事故による損害賠償金を支払うものであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

続きまして、人事案件1件について御説明申し上げます。

諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、12月31日に任期満了となります南濃町吉田196番地、水谷敬子委員を引き続き委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件6件について、順次その概要を御説明申し上げます。

初めに別冊1、議案第59号の平成21年度海津市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ5億9,474万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ143億2,779万4,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、平成21年度、国の補正予算の経済危機対策において、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図るため、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を交付するとされたことを踏まえ、交付対象事業として、総務費の財産管理費で海津庁舎分館、海津給食センター解体撤去工事費及び海津庁舎駐車場用地購入費に6,150万円、平田給食センターの解体撤去工事費と駐車場整備費に2,186万円、企画費で南濃地内のハイブリッド街路灯バッテリー取りかえ等改修工事費1,695万5,000円、民生費の保育園費で西島保育園焼却炉撤去費171万2,000円、衛生費の環境衛生費で住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金420万円、商工費の商工業振興費で春に続き商工会が秋に追加発行いたしますプレミアム付商品券発行事業への補助金600万円、土木費の道路橋梁維持費で野寺及び大和田、駒ヶ江地内の道路舗装補修工事費3,200万円、消防費の消防施設費で老朽化した救助工作車の更新事業6,523万6,000円、教育費の文化財保護費で羽沢貝塚遺跡解説板の設置工事費120万円、諸支出金の特別会計費で下水道事業特別会計への繰出金1億4,000万円を計上し、同じく国の補正予算により、3歳から5歳までの小学校就学前3年間に該当する子供を対象とした平成21年度版子育て応援特別手当の支給事業費3,893万8,000円、スクール・ニューディール構想で提唱された情報通信技術化に取り組む事業で、小・中学校図書館用パソコン等購入費1,076万6,000円を計上いたしました。

そのほかに、総務費では旧海津町時から現海津明誠高校の施設整備費として教育施設整備基金により預かっておりました資金を同校の施設整備基金管理会で適正に保管・管理してもらうことが当時のこの資金の趣旨に沿うものと判断し、同会への寄附金9,806万1,000円計上いたしました。

徴税費の過年度支出費で予定納税された法人市民税の確定によります還付金2,619万円、戸籍住民基本台帳費の戸籍総合システム機器更新に要します委託費942万9,000円、民生費では障害者自立支援給付費等の精算による国・県返還金1,048万5,000円、福祉医療費の精算による県返還金515万3,000円、高等技能訓練給付金56万4,000円、衛生費では女性特有のがん検診等事業費768万5,000円、土木費では県道木曾三川公園線、福江地内歩道整備事業に対します事業負担金300万円、消防費では平田分署南側花壇擁壁の上部撤去工事費130万円、先般、

千代保稲荷神社、森氏からいただきました寄附金を財源にいたしまして労働費の青少年勤労ホームの備品購入費31万5,000円、教育費で小・中学校図書購入費600万円、海西公民館北隣フェンス改修工事費24万8,000円、文化会館調理室改修工事費143万7,000円、文化財学習教材備品購入費等100万円、国体カヌーに備えたカヌー教室用のカヌー購入費100万円を計上いたしました。

また、緊急雇用創出事業において、財産管理費で市有備品等整理委託料20万2,000円、情報政策費で統合型GISデータ入力作業委託費437万9,000円、観光費で観光地入込客数調査委託費52万5,000円、文化財保護費で遺跡分布調査作業費101万1,000円を計上いたしました。

4月の人事異動に伴う人件費を、保育園費、商工総務費、生涯学習センター管理費、保健体育総務費で不用・不足額を整理しまして、1,560万円を追加いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金の母子家庭自立支援給付事業費補助金42万3,000円、子育て応援特別手当交付金3,893万8,000円、女性特有のがん検診推進事業費補助金692万9,000円、橋梁長寿命化修繕計画策定事業費補助金200万円、学校情報通信技術環境整備事業費補助金421万7,000円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金3億5,384万9,000円、県支出金では緊急雇用創出事業補助金610万4,000円、寄附金では、先般、千代保稲荷神社、森氏から教育関係にと寄附をいただきました1,000万円、繰入金では20年度精算に伴います老人保健特別会計からの繰入金333万1,000円、海津明誠高校の施設整備のための資金を教育施設整備基金で預かっておりましたが、9,806万1,000円の基金取り崩しを計上し、繰越金で今回の補正財源7,069万3,000円を充てるものであります。

次に、議案第60号の平成21年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ387万1,000円を追加し、補正後の予算を41億1,364万5,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出で、高額療養費特別支給金及び高額介護合算療養費勧奨通知システム開発委託費123万9,000円、出産育児一時金をことし10月から来年3月まで38万円を42万円に変更することにより支給費用120万円を追加し、高額療養費特別支給金に要します費用142万2,000円を計上いたしました。

財源につきましては、国庫支出金の特別調整交付金266万1,000円、介護従事者処遇改善臨時特例交付金354万6,000円、出産育児一時金補助金60万円と一般会計繰入金40万円を追加し、財源の調整を基金繰入金で333万6,000円減額させていただきます。

次に、議案第61号の平成21年度海津市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ379万4,000円を追加し、補正後の予算を869万4,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出で20年度医療費の精算に伴います県支払基金への償還金46万3,000円及び一般会計への繰出金333万1,000円を計上いたしました。

財源につきましては、国庫支出金の老人医療給付費負担金302万4,000円と繰越金77万円を追加させていただきます。

次に、議案第62号 平成21年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ1,602万9,000円を追加し、補正後の予算を22億8,442万9,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出で20年度介護給付費の精算に伴います国・県支払基金への償還金1,602万2,000円と一般会計への繰出金7,000円を追加し、財源につきましては、繰越金1,602万9,000円を充てさせていただきます。

次に、議案第63号 平成21年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ1億4,000万円を追加し、補正後の予算を34億1,430万円とするものであります。

補正の内容は、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源に、南濃中南部処理区、山崎桜ヶ丘団地内下水道管の更生並びに山崎地内圧送管の更生を行う工事費を1億4,000万円とし、4月の人事異動によります人件費を整理し、1,560万円を減額いたします。

財源につきましては、一般会計からの繰入金1億4,000万円を追加させていただきます。

次に、議案第64号の平成21年度海津市駒野奥条入会財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ19万2,000円を追加し、補正後の予算を229万2,000円とするものであります。

補正の内容は、駒野財産区管理委員に欠員が生じまして、補欠選挙を行うことになりましたので、その選挙費用に対します選挙管理委員会への負担金19万2,000円を計上し、財源につきましては繰越金を充てさせていただきます。

続きまして、条例案件3件について、順次御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

議案第65号の海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、出産による被保険者の経済的負担を軽減し、安心して出産ができるように、健康保険法施行令の改正にあわせ、平成21年10月から平成23年3月までの暫定措置として、出産育児一時金を35万から39万円に4万円引き上げるため改正するものであります。

議案第66号の海津市介護老人保健施設等条例の一部を改正する条例については、「サンリバーはつらつ」における通所リハビリテーション設備利用者へのサービス向上と施設の健全運営を図るため、利用定員を20人から24人に改正するものであります。

議案第67号の海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、消防団の再編に伴い、団員の定数を559人から407人に減員するため改正するものであります。

続きまして、議案第68号の財産の取得につきましては、海津市南濃町地内中学校適正配置

計画に基づく海津市立城南中学校整備のため、南濃町奥条及び羽沢地内の用地を取得するものであります。取得面積は1万7,807.15平方メートルで、取得価格は土地購入費1億7,819万575円と物件移転補償費7,026万7,810円であります。

次に、特別会計決算並びに公営企業会計決算の認定案件5件について御説明申し上げます。なお、決算書及び監査委員意見書は別に提出しております。

初めに、認定第1号の平成20年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算につきましては、償還期間が終了し、平成20年度末をもって廃止いたしました特別会計であります。歳入歳出決算額はそれぞれ188万4,965円の同額で、実質収支はゼロ円となっております。

次に、認定第2号の平成20年度海津市水道事業会計決算につきましては、水道事業の業務量といたしまして、給水戸数が1万3,222戸で前年度比較112戸の増、年間総有収水量は446万650立方メートルで前年度比2.1%の減であります。

収益的収支につきましては、水道事業収益は7億8,055万5,170円、前年度比14.1%の減であり、主なものは、水道使用料6億7,377万9,350円と一般会計からの繰入金9,960万円であります。

一方、水道事業費用は7億9,795万6,686円、前年度比3.4%の減となり、この結果、経常収支は純損失（税抜き）2,995万2,722円となりましたので、より一層の経費削減等、注意を払いつつ運営していく所存であります。

資本的収支につきましては、資本的収入の負担金、補償金により5,318万3,000円。資本的支出は、下水道工事に伴う配水管の布設がえ工事、消火栓整備工事、企業債償還金等により7億705万5,534円となり、6億5,387万2,535円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

次に、認定第3号の平成20年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算につきましては、当施設の年間業務量の入所実績は、定員50人に対して1万7,278人で前年度比618人の減、短期入所につきましては、1,439人で前年度比較322人の増となりました。

収益的収支につきましては、施設運営事業収益の施設介護料、一般会計繰入金等で2億3,844万4,993円。一方、施設運営事業費用は2億3,089万55円となり、この結果、当期純利益は755万4,938円であります。

資本的収支につきましては、資本的収入はゼロ円で、資本的支出は、施設改良費により277万4,020円となり、277万4,020円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補てんいたしました。

次に、認定第4号 平成20年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算につきましては、デイサービス利用者3,868人、前年度比較756人の増となる業務実績

によりまして、収益的収支の施設運営事業収益は施設利用者負担金、施設利用料等で4,526万2,687円。一方、施設運営事業費用は3,354万1,311円となり、この結果、当期純利益は1,172万1,376円であります。

資本的収支につきましては、実施していないためございません。

次に、認定第5号の平成20年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算につきましては、入所者数3万2,544人、前年度比較1,237人の増、短期入所者数1,857人、同比較38人の増、通所リハビリ4,535人、同比較19人の増の業務実績によりまして、収益的収支の施設運営事業収益は施設介護料、利用者等使用料等で4億7,176万9,440円となりました。一方、施設運営事業費用は4億7,007万1,398円となり、この結果、当期純利益は169万8,042円であります。

資本的収支につきましては、資本的収入はゼロ円で、資本的支出のみでありまして、施設の改良工事、企業債償還金により3,948万2,973円となり、3,948万2,973円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により全額補てんいたしました。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 寿君） 報告並びに提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

なお、この後、補正予算の概要説明を受けるために予算説明会を13時から開催いたしますので、関係者は委員会室に御参集をいただきたいと思います。

（午前 11時57分）

○議長（服部 寿君） 休憩を解き、再開いたします。

（午後 1時35分）

○議長（服部 寿君） これから順次質疑、採決を行います。

なお、報告第9号及び報告第10号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、質疑、採決はいたしません。

それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。諮問第2号について、適任と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

それでは、議案第59号から議案第68号までの10議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第59号 平成21年度海津市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） それではお願いします。

まず西島保育園の焼却炉の撤去に関してですけれども、この検査と撤去との、要は検査をしてダイオキシンが出てきましたよというふうだと撤去工事のやり方も変わってくると思えますけれども、これはどういうふうにされるのかということをお聞きしたいということと、それから今回もう一度プレミアム付商品券発行事業補助金というのが出ましたけれども、これも確認ですけれども、当然最初と同じように、どちらにも負担がつかないということによるしかったですよね。

あと観光地入り込み客数調査委託といったのがシルバーでという説明があったんですけれども、今なかなか雇用が大変なときで、シルバーもそれはそれなりに雇用ということもありますけれども、緊急雇用創出というふうで、シルバーに委託というふうじゃなくて考えられなかったかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

それとともに、子育て応援の、今のところは今年度限りということでございましょうね。

そして、女性特有のがんの検診の問題ですけれども、これはもう少し受ける側が費用がどういうふうになっていくのかとか、そういう点について教えていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それともにもう一つ、寄附金を充当する事業がありますけれども、国体カヌーに備えたカヌー購入ですけれども、例えばカヌーの教室をというふうであるならば、それぞれ地域でカヌーを教えてみえる方の利用するとか、そういう部分については何も考えられなかったのかどうか教えていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（服部 寿君） 安達市民福祉部長。

○市民福祉部長（安達博司君） それでは、まず西島保育園の焼却炉の撤去工事でございますけれども、大焼却炉ですので当然ダイオキシンがまだ残っておるといったことが想定されますので、専門機関に調査をかけていただきまして、その残っている量によって処分の方法が変わってきますので、そういったことで御理解をいただきたいと思えます。

次に、子育て応援特別手当金でございますけれども、これも臨時の措置でありまして、とりあえず21年度限りということで、第1子の方から該当してくるといったようなことござ

います。

次に、女性特有のがん検診でございますけれども、子宮と乳がんの方でございますけれども、子宮がんの方につきましては小坂井レディスと小川クリニック、乳がんにつきましては海津医師会病院、それぞれ検診単価を決めておりますので、クーポンを持っていただければ無料で検診を受けていただくことができます。クーポンを既に7月24日に発送してございますので、該当年齢の方は届いておりますので、それを持って行っていただきたいということでございます。

○議長（服部 寿君） 小野産業経済部長。

○産業経済部長（小野清美君） 商工業振興費のプレミアムの関係でございますが、春に同額600万円の予算を議決いただいて、既に商工会の方で実施をしていただきました。今回も、前回同様の10%のプレミアムということで現在考えられております。発行時期等につきましては、商工会の方で具体的にこれから検討されますので、決まりましたら、また市民の皆さんへのPRをしていただく予定でございます。

次に、観光費の入り込み客の委託料の関係でございますが、シルバー人材センターのほかというお話でございましたけれども、県から調整がありまして市内の関係を調査したところ、今回、時期等も合わせまして、シルバー人材センターの方でお世話になりたいという方針を決めましたので、これで実施させていただく予定でございます。

○議長（服部 寿君） 森島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） 今回のカヌーの購入につきましては、現在、サービスセンターと教育委員会サイドの二つの教室が行われておりますが、国体を見据えて、今回4人乗りのカヌーを購入させていただきながら教室を開いて、また大会当日も使用できるような形で、1艇とりあえず購入させていただくということで進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） 私は、もちろん付託の関係は委員会ということやであれば、11ページの土地購入費3,200万と。これは、たしか海津庁舎の駐車場にとかいうようなことをどこかで見たような、今探していたんですけど、ちょっと記憶にないんですけど、そうじゃないかと。もしそれということでしたら、どこをこの庁舎の付近で購入されるのか、そのあたりについて、これ1点だけお願いします。

○議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） 土地購入の件でございますけれども、

この用地につきましては、現在ございます海津庁舎の給食センターの東に当たります水田でございしますが、面積にいたしますと1,918平米の購入の予定で計上させていただきました。以上でございます。

[挙手する者あり]

- 議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。
- 9番（山田 勝君） あの一角を買うことになったんですか。
- 総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） はい。それで計上させていただきました。
- 議長（服部 寿君） 他にございませんか。

[挙手する者あり]

- 議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。
- 17番（星野勇生君） 9ページをとりあえずお願いします。

その前に、市長の説明の折、海津明誠高校の管理会というお名前を使われましたが、この名称の正確なる組織名と組織をお知らせください。

それから、今回の整備基金の繰り入れ9,806万1,000円となっておりますが、疑問に思っているのは、地方自治法が定める基金の設置、運用及び処分等の規定で、この海津市教育施設整備基金の設置の目的は何であったか。また、処分については合法かどうか。

それから2点目が基金残高、いわゆる21年2月10日現在から今回処分される金額を除くと245万になりますが、この基金はどういった性格でしょうか。

続いて11ページになりますが、今回、寄附金という名前で、海津明誠高等学校寄附金となっております。概要説明とはいささか異なっているんじゃないか。海津市が、明誠高校は県立高校でありますので、岐阜県に寄附するということと同様でなかろうかなと思います。この辺の説明をちょうだいしたいと思います。基金の原資というのは、いかなる理由があるうとも、この基金は教育施設整備の目的達成に寄与するのが原則論でなかろうかなと思いますので、その辺の説明をちょうだいしたいと思います。

あわせて、当時の艇庫をつくられたときの補助と、今回の、いわゆる管理会への寄附といささか整合がしていない。その整合性について説明を求めたいと思います。以上です。

- 議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。
- 総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） それでは、御質問にお答えをいたします。

初めに管理会の正式名でございますが、この管理会につきましては、過日の8月16日に同窓会、またPTA、学校の関係者が寄られまして立ち上げをされました。その正式名でございますが、岐阜県立海津明誠高等学校施設整備基金管理会が正式名でございます。

次に、この基金の関係でございますけれども、説明の中にもございましたように、この基金につきましては、8月現在で基金残高が元利金等を含めまして1億81万1,000円でございます。その内訳でございますが、旧の海津町が取得した土地の関係分が206平米ございまして、これは現在市のもので、金額にしますと275万円。それで、寄附の取り崩し金額ですが、計上しております差し引きの9,806万1,000円を取り崩しまして、寄附金という形でこの管理会の方へ戻すというものでございます。

なお、質問の中の、残りの275万円が基金に残るわけでございますが、これにつきましては、説明でございましたとおり、現在の整備基金として残すという形をとらせていただいております。

それとあと1点、これは大分前になりますけれども、ヨットの艇庫の補助金ということで、その兼ね合いにつきましては財政課長の方から御説明をさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 福田財政課長。

○総務部財政課長（福田政春君） 平成14年、旧海津町時代に、海津高校のヨット部艇庫・部室建設委員会に対しまして1,050万の補助を支出しております。当時は、このヨット艇庫の建設事業に対しましての補助ということで、建設委員会に対しましての補助金という支出で1,050万円を支出したわけでございますけれども、今回の海津明誠高校の施設整備基金管理会への寄附金に対しましては、この基金を寄附金で市が支出し、その管理会でこの資金を適正に管理していただくということで、将来的な基金管理会での事業の扱いといたしまして、現在、事業を起こされるということではなく、将来的にこの海津明誠高校の学校施設の用地とか、学校施設の建設に対します費用とか、部活動等によります施設の維持管理費等にこの基金を使用していただくということで、基金管理会の方で管理をするということでございますので、今回は寄附金として支出をさせていただくというものでございます。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） 失礼をいたしました。1点御答弁をさせていただいておりませんが、予算書の11ページにございます財産管理費の中の寄附金の説明でございますけれども、海津明誠高等学校寄附金となっておりますが、これにつきましては海津明誠高等学校の管理会ということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） 説明をいただきましたが、1点だけお答えになっていません。

いわゆる基金が地方自治法に抵触しないかどうか。基金管理を、設立するとき目的をつ

くって、その目的以外に支出することを本来認めていないわけなんですね。だから、今回のことについて違法性はないかどうか。この判断は非常に難しいかも知れませんが、結論的には今議会中に出していただきたいのが私の希望でございます。

それから、先ほど207平米の土地代金が教育施設整備基金として残りますというお話でございました。この説明を受けた当初は、この基金すべてが海津明誠高校の財産であるというような説明をされてまいっておりますので、その延長線上、この注釈をきっちりしていただかないと、将来この基金についてくるお金を曲げることになると私は判断をいたすわけですが、その辺のお答えをいただいております。

それから、基金を管理する上にいつも重要なことは、職員をして、人件費をかけて管理・運営がされてきております。この辺の対応をどうされたのか、説明をいただきたいと思っております。

○議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） 第1問目の基金の規定からの違法性でございますが、現時点においては違法性がないものと解釈をいたしております。

次の2点目ですが、当時、海津町が取得いたしました、今現在も市の所有のところを売って、その金額、先ほども申し上げましたけれども、面積にしまして206平米の275万円の金額につきましては、整備基金の方に残すということで明確化をさせていただきたいと思っております。

それと、当時この基金に対しまして、これを原資としまして土地の交渉とかいろんなもので職員が当たっておりますが、この部分につきましても、現在この金額の中には示さずに、寄附金として戻すという内容になっております。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 10番 飯田洋議員。

○10番（飯田 洋君） 11ページの統合型GISデータ整備事業委託料についてちょっとお尋ねしますが、この作業についてもう少し内容をお聞きしたいと思います。ちょっと大げさになるかもしれませんが、年金問題で紙台帳からコンピューターに入力するときの不備から今回の問題が起こっておりますが、今回の既存データの入力作業において、入力ミスの防止とか、あるいは確認作業というのはとられておるのでしょうか。その内容について少しお聞きをしたいと思います。

それから、17ページの消防の備品購入費で、今回、救助工作車が更新となっておりますが、この6,500万円というのは純然たる車両のみなのか。工作車には救助工作のいろんな装備がなされておりますけれども、もし最新式の新しい装備があったら、一、二御紹介をいただき

たいと思います。以上です。

○議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） 1点目の、議案書11ページにございます委託料の中の統合型GISデータ整備事業の委託料につきましては、現在整備をしております地図の情報システムの方に他のデータを入力する作業を民間の方に委託するというところで、事業としましては緊急雇用創出事業に充てておりますが、その内容でございますが、現在まだ入力をされておられません。従前、各課の方からデータを寄せて、職員の方で対応する予定でありましたけれども、この事業を利用して今回計上させていただいております、例えばの例としまして、これは今後業者と契約しまして内容等を整備して発注するわけでございますが、バスの路線とか集会所の場所、そして観光マップのルート、またごみステーションの位置、そして医療機関の施設等々を、現在ございます地図の情報システム（GIS）の方へ入力するという業務でございます、これについては、民間の方に技師がいますので、技師とオペレーター（入力の作業員）の人件費を計上させていただいておりますという内容でございます。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 田中消防長。

○消防長（田中俊澄君） 救助工作車の御質問でございます。

この救助工作車は車両のみでございます。現在の救助工作車が、昭和63年に購入をさせていただいております。その関係で、資機材等はまだまだ使えるものが十分ございますし、国が定めてよる救助隊の編成の省令に係る救助器具等がそろってございます。その関係で、車の方がもう21年ちょっとたっておりまして、かなりエンジンと、またウインチ、クレーン等は油圧で動かします。その関係のパワーの方も古くなりまして、パワー不足に陥っておりますので、更新をお願いしたいというものでございます。お認めいただければ、新救助工作車も同じように前・後ろにウインチ、それからクレーンを1基つけて救助活動に生かしたいと、かように思っておりますのでございます。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

次に、議案第60号 平成21年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第61号 平成21年度海津市老人保健特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

[発言する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第62号 平成21年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

[発言する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第63号 平成21年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

[挙手する者あり]

○議長（服部 寿君） 4番 川瀬厚美議員。

○4番（川瀬厚美君） 1億4,000万、山崎地内の管更生工事とありますけれども、これは山崎地内全域の工事なのか。これは、最初工事をされてから何年かたって今こういう工事が必要となったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（服部 寿君） 高木水道環境部長。

○水道環境部長（高木武夫君） 更生工事の質問についてお答えいたします。

まず、市長の提案理由にもございましたが、今回の更生事業でございますが、山崎の桜ヶ丘団地、これが52年の7月に供用開始をしております。こちらの方の本管、コンクリート管でございますが、この老朽化が非常に進んでいるというようなことで、現在、不明水等が入り込んでいる状況でございます。だから、こちらの方の更生事業ということで約1億1,000万ほど。それから山崎の本管、これは駒野地内でございますが、こちらから、黄金山にポンプがあるわけでございます。これをポンプ、圧送管で送っているわけですが、この排出口、山崎の北谷のすぐ下流、南側のマンホールに今排出しているわけでございます。その圧送管の排出口におきましては硫化水素の発生が多くなっているというようなことで、以前にも安江地内で管が硫化水素で冒されて、道路が陥没したというような事故もございまして、山崎地内も随時調査をさせていただいていたわけですが、今回このような市単独事業で行う事業に補助がいただけるというようなことで、今回工事の方をお願いしているようなわけでございます。以上です。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

[発言する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第64号 平成21年度海津市駒野奥条入会財産区会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） 管理会条例を見せていただきました。「委員に欠員が生じたときは」というところで、今回補正で補欠選挙をおやりになるということですが、実は、この条例の中に会長職が定まっております、もう一度条例の見直しを要望したい。これは質疑ではないわけですが、その辺の検討をこの際ですのでお願いしておきます。よろしくお願ひします。

○議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） ただいま管理会条例の改正についての御要望をいただいたわけですが、具体的にちょっとお示しをいただければありがたいと存じますが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） 第5条で、会長職が区長をもって充てると書いてあるんです。今回の自治会制度の中で区長制度がなくなったことが要因ですので、その辺、精査をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服部 寿君） 水谷副市長。

○副市長（水谷敏行君） その点については、地元の方からもそういうお話を承りましたし、あわせて今回欠員が1名生じた段階でこういった形で補選をやるというのも、ほかの自治体等を見ますと、複数欠員が生じた場合に行うというような規定を設けている財産区も多うございますので、それも含めまして今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第65号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第66号 海津市介護老人保健施設等条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第67号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） 今回、消防団再編計画の中で407名になされるということになって、条例の改正がされるわけではありますが、少し消防とは違うけど、防災の面でいきますと、海津市水防団条例があります。その中で、ここは定員になっておるわけなんですけど、南濃水防団230人、この辺の見直しをどうされたのか。いわゆる南濃町消防団は水防を兼務するということですので、片一方だけ見て片一方を見ないということはないと思うので、その辺の検討の過程をお知らせください。

○議長（服部 寿君） 大倉建設部長。

○建設部長（大倉明男君） 消防団関連の団員の変更があるわけですので、当然、今議員がおっしゃったように、南濃水防団についても影響があるわけですので。こうしたことから、水防団の再編も含めて検討会を立ち上げながら、今年度中には何らかの条例改正を上程する予定をしておりますけれども、これについては地域の方々、あるいは団員の方々等も参画をいただいて、再編がよりよいものになるようにということで現在調整中ですので、よろしく願いをいたします。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第68号 財産の取得についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 6番 永田武秀議員。

○6番（永田武秀君） ちょっと具体的なことをお尋ねするんですけども、この議案に対して異を唱えるものではなくして、ちょっと具体的に、なぜこれだけの面積が必要なのかという内容をお尋ねいたしたいと思います。

まず第1点が、この購入面積は1万7,807平米でありますけれども、現在、城南中学のある既存の面積はどうなっておるか、国が中学校を建設するに当たって、いわゆる適正規模という面積といえますか、つまり平成26年度に一応完成が目安でありますけれども、このときの生徒数を想定した適正規模面積はどのように計算され、具体的にどうなっておるか。具体的にこの面積を特定されたわけありますから、当然そういった国の基準等をクリアするためだと思いますので、そのあたりの法的な根拠、並びに生徒が、私が見る限りは大体1学年百四、五十人がそのころの生徒数かなあと、逆算しますとね。考えたときに、果たしてこれだけの面積が必要なのか必要でないのか、ここらあたりの見通しをまず具体的にお答えをいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（服部 寿君） 岡田教育委員会施設担当課長。

○教育委員会課長（施設担当）（岡田健治君） ただいまの質問に答弁させていただきます。

現在の城南中学校の全体面積でございますが、約1.2ヘクタールほどございまして、まず全体の計画の面積でございますが、用地取得を今回1.7ヘクタールほど完了しますと、全体で3.2ヘクタールほどの総面積となります。適正規模でございますが、日新中と平田中がございまして、そのおのこの学校の規模と同程度になろうかと思っております。

適正規模というところでございまして、今現在の生徒数でございますが、21年度で南濃中で221名、それから城南中で237、合計458名となっております、日新中で434名、それから平田中で286名ということになっております。完成後には、施設のにも体育館等におきましては国の資格面積を1,100平方メートルほどということで計画しております。これにつきましても、現在の平田中、日新中にはほぼ近い完成と考えております。また、校舎につきましても、現在の城南中の一部校舎を使いまして、一部、技術棟等の校舎におきましては建てかえるということで、国の資格面積を基準に整備を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 6番 永田武秀議員。

○6番（永田武秀君） 私が今お聞きしておるのは、トータルの面積を聞いておるんじゃないかと、要するに現在の城南中の面積はどれだけで、今度1万7,000買ったならどれだけになるかという、3.5とか1万2,000とか、ぼそぼそとひとり言のように言っておられるんやけど、僕が何でもかこういうことを聞くかという、なぜこれだけの面積を買うかという根拠を私は示してほしいわけですね。だから、それについてまず具体的に答えてほしいことは、今尾中学校とか日新中学校の規模を聞いておるんじゃないんです、私は。つまり、これから学校建設をやっていくわけでありまして、この城南中学校の将来の生徒数の見込みと、それから国は最低どれだけの用地を必要とおるのか、このことを聞いておるわけですから、やっぱりそのことに対して的確に答えていただかないと、何か、もぞもぞもぞもぞと言って、今中とか日新中学校の規模とか、私はそんなことは一切聞いておりません。

だから、議長、悪いんですけど、こんなことで質問回数だけとられたら終わってしまいますので、そのことに対してまず法的に、例えば極端な言い方をしますと、生徒1人に対して学校規模として土地がどれだけ必要なんだというようなことを具体的に私は答えてほしかったので、だからこれだけの面積が必要なんだというふうな説明を私はぜひしてほしいと思っておりますので、その点を一つお願いしたいことと、将来的にはどんどんどんどん少子化になってきますね。そうすると、今言われた数字が、例えばこの5年、6年先には、今の4年生、3年生ですけれども、南濃町で160人とか140人とか、どんどんどんどん1学年が減ってくるわけですね。そうすると、果たしてこれだけの面積規模が必要になるのかならないのかという

ことも非常に疑問に思ったので、そのあたりを具体的にもう少し、今私のお尋ねしておることに対してお答えをいただきたい。

規模は、例えば地方自治法か何かわからんけど、そういうもので大体これだけは必要なんだということから、これだけの面積を割り出しましたという説明を具体的にしてほしい。お願いします。

○議長（服部 寿君） 議長からも、はっきりと答弁をお願いいたします。

森島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） 永田先生にちょっと御質問でございますが、今回の城南中学校の用地取得に関しましては、ここにも書いてございますように、南濃地内の中学校の適正計画というのが平成18年度に教育委員会で設定されまして、今現在あります3校、平中、それから日新、南濃のそれぞれの中学校の校地に合うような学校ということで、現在、日新中学校につきましては3万9,338平米、平田中学校が4万239、南濃中学校が3万3,554というような資料がございますが、そういうことで城南中学校につきましては現在1万6,918平米しかありません。それで、今回1万7,807.15の用地を確保いたしまして、市内にあります中学校がほぼ同じような規模の校地を有するというので、今回この用地を取得するという計画の中で買収を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部 寿君） もう1点の国の指針というか、もしわかりましたら。

○6番（永田武秀君） だから、そういうことを説明してくればええねん。日新中学やないんやて。

○議長（服部 寿君） ただいま調べておりますので、この場で暫時休憩といたします。

（午後2時22分）

○議長（服部 寿君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後2時39分）

○議長（服部 寿君） 永田議員の質問に対する答弁を求めます。

森島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） まずもっておわびを申し上げますが、中学校の設置基準というのがございます。校舎の面積と運動場の基準面積等が掲げてございまして、その数式に合わせますと、246人の生徒を想定しておりまして、グラウンドにつきましては3,660平米、それから校舎につきましては3階建てを想定しまして一応700平米ということで、最低で4,300平米ほどの校地が必要な最低基準でございます。しかし、先ほど私が申し上げましたように、今回は南濃地域の中学校の整備事業ということで、市内の中学校の面積と大体同

じような規模になるようにということで、今回1万7,000平米ほどの面積を確保いたしまして、少しでも部活、また体育の授業ができるようにということで、今回この用地を取得させていくということで、よろしく御理解いただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（服部 寿君） 6番 永田武秀議員。

○6番（永田武秀君） こういうふうにわかりやすくお答えをいただければ、私もそう何度も聞きませんでしたけど、ただ1点だけお尋ねします。

この246人というのは、平成26年の生徒数にしては、この前もらった南濃町の小学生の生徒数を合計すると、ちょっとこれは規模的に少ないんじゃないかなあという思いがいたしております。それが1点と、もう1点は、3万2,000平米になるということで、四千幾つであればかなりグラウンド等も十分余裕を持ちながら学校運営ができるという解釈をしてよろしいか、2点だけお答えいただきたいと思います。

○議長（服部 寿君） 森島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） 246名につきましては現在の生徒数ということで、やはり現在の生徒数がある場合はそれだけの面積を確保しなきゃなりませんので、将来的な人数も若干は少なくなってくる可能性もありますが、現段階での生徒数で計算させていただいております。

○6番（永田武秀君） 両方足さないかんやろう。ちょっと違うぞ、それ。ということは、いつやらもらった小学生の数からいくと、そんなもん全然違うぞ。両方足さないかんで。違っておるぞ。四百何人になるんやて。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） すみません。改めまして回答させていただきたいと思っております。

私も表をちょっと見間違えておまして、現在の城南中学校に南濃中学校が将来的には入ってまいりますので、先ほど言いました246名は現在の城南中学校、将来的に南濃中学校が26年に218名という想定の中で、そこにまだ数がふえてくるということでございますので、218名を足せば464名ほどになりますね。そのような生徒数の推移の中で一応求めております。

[挙手する者あり]

○議長（服部 寿君） 6番 永田武秀議員。

○6番（永田武秀君） ちょっとすみません。もう1回だけ、もうこれ以上聞きません。

今、局長が言う246人に対して、この4,300平米の規模じゃないの。そうなってくると、足した分の適正規模というのはもっと面積的にふえると思われるが、どうなの。それだけきちんと答えておいてよ。それでもう終わりにするで。三木課長、どうなんや、それ。今の城南

中学の246人の面積が4,300平米で、南濃中学の分を足したら恐らく面積的にはこの倍にならんとおかしいと思うんやけど、私が違っておるならあれやけど、これは議会やで、きちっと答えることだけ答えておいていただきたいと思います。議長、それだけお願いします。

○議長（服部 寿君） 水谷副市長。

○副市長（水谷敏行君） 基本的にはおっしゃるとおりですが、中学校設置基準は、先ほども申しましたように、校舎の床面積とグラウンド、屋内運動場の面積のみ規定しております。それで、校舎の床面積につきましては、大体现在の数字でいけば2,000ぐらいで、3階建てを想定して700というふうに申し上げましたが、これは生徒1人がふえてもそんなに大きく影響するものではございません。グラウンドにつきましては、240人以下で3,600でして、240人を超えるたびに1人当たり10平米ふえます。ですから、仮に480ということで、240ふえれば2,400ふえるということで、今永田議員がおっしゃったとおりでございます。

実際の問題として、学校をつくる際にグラウンドと校舎だけというわけにはまいりませんので、そのほかいろんなところもございまして、トータルでの考え方で平田とか日新と大体一致というような数字を目指しているということでございます。

○議長（服部 寿君） その他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） それでは、前にもいろいろといただいているんですけども、この取得のところの利用目的というか、そういったものをお示しいただければと思いますし、全体的な利用計画というのをもう少ししっかりとお示しいただければと思っておりますけれども。

○議長（服部 寿君） 森島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森島英雄君） 今回取得をさせていただきます土地につきましては、将来的に体育館の敷地、またグラウンドがここは階段状になっておりまして、一番下にはグラウンドがございしますが、狭きグラウンドということで、一番上段となる部分にも一応グラウンドの敷地を求めるといことで、体育館とグラウンド用地部分といことで御理解いただければと思います。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第59号から議案第68号までの10議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第68号までの10議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、審査は8月21日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

続きまして、ここで認定第1号から認定第5号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

福井恭平監査委員、お願いいたします。

〔監査委員 福井恭平君 登壇〕

○監査委員（福井恭平君） それでは、監査委員によります審査結果の報告をいたします。

平成20年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算、平成20年度海津市水道事業会計決算、平成20年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成20年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算、平成20年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算についての報告をいたします。

去る6月8日に、会計諸帳簿、証拠書類等の照合など通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成20年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算、平成20年度海津市水道事業会計決算、平成20年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成20年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算、平成20年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の地方公営企業法に基づき会計処理された4会計は、関係諸帳簿の計数と符合しており、誤りのないものと認めました。

なお、審査意見書をお手元に配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、審査結果の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（服部 寿君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、認定第1号 平成20年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第2号 平成20年度海津市水道事業会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） 1点だけ、有収率についてお尋ねしたいんですけども、水道事業

で有収率の改善ということで、目標としては85%という目標を掲げておられましたよね。これは、年度はいつまでにやろうということでしたでしょうか。その途上として今回1.04ポイント上がりましたが、このまま行くと5年くらいはかかるかなというふうになってしまうので、その点について、ここまでで一応上げられたとはいいいながらも、もう少し改善の何かということはないのか、ちょっとその辺のところだけ教えていただければと思っておりますので、お願いします。

○議長（服部 寿君） 高木水道環境部長。

○水道環境部長（高木武夫君） 御質問にお答えいたしたいと思いますが、目標年度についてははっきり立っていなかったと思うんですけれども、現在の状況といたしましては、一番有収率を高めるためには、どうしても漏水が一番大きな原因でございます。それを少しでも解消できれば有収率がふえるというふうに考えております。だから、少しの漏水についても、家庭内、またメーター器の内外を問わず、個人からいろいろ状況も聞いているわけですが、それについて随時対応させていただいている状況でございます。

そのほかにもいろいろ有収率を高めるには、例えば消火栓を利用したり、工事中での水道管の破裂とか、結構いろんな条件がございます。それと、地域が広いことも関連して有収率が低いというようなことではございますが、できるだけ努力をさせていただくということで御理解いただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） この1.04ポイント有収率を上げてきた、そのために使われた費用というのは結局どれくらいだったんでしょうか。多分この後も同じようにそういうことに使われていくのかなあというふうに思うので、ちょっと教えていただければなあ。おおよそでよろしいんですけれども。

○議長（服部 寿君） 高木水道環境部長。

○水道環境部長（高木武夫君） 漏水の修繕工事ということでございます。金額については、細かく拾わなければちょっとお答えできませんが、漏水の修繕工事に要した費用ということでございます。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） この貸借対照表を見せてもらって感じたんですけど、未収金の多いことにびっくりしたというか、どのような処理方法をされておるのか。また、大きく何ヵ月も支払わないという人にはペナルティーはあるのかなのかということも含めて、徴収方法と

どうか、そういったことをちょっと御説明いただけたらと思います。

○議長（服部 寿君） 高木水道環境部長。

○水道環境部長（高木武夫君） 滞納整理のことかと思いますが、現在、水道課の方の対応といたしましては、滞納者に水道停止予告の通知を差し上げて、段階を踏んで給水停止というようなこともやっております。当然、最初の段階では予告通知を出ささせていただきます、それで本人に来ていただいて誓約書等を取りながら、最終的には給水停止という措置をとらせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） 給水停止というような前例を私はちょっと聞いたこともないんですけど、現実にストップされたというような事例はあるのかないのか。また、どのくらいの期間払わなかった場合に停止をされるのか。私の周囲にも結構そういった人が、水道料金も払えんしということを過去にも聞いてきたことがあるんですけど、とりあえず少しでも納めたら、そんなとめるようなことはないという言い方をしてきたことが、何年か前の話ですけど、現在はどのようなことで、どのくらい払わなんたらストップするのかということ、ちょっと私なりにまた説明ができると思うんですが、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（服部 寿君） 高木水道環境部長。

○水道環境部長（高木武夫君） 水道課の方の現在の考え方でございますが、給水停止の予告の文書を送らせていただきます。それに対しまして何らかの御回答をいただくことが一番の目的としております。その回答がない場合、または誓約書等、無視をされるといいますか、連絡のない方について給水停止をやっております。ちょっと件数ははっきり記憶ございませんが、昨年度も数件はやった実績がございます。ただ、停止をした場合、お金をそれから持ってみえるというケースがほとんどでございます。だから、そのときには解除をさせていただいております。以上です。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第3号 平成20年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第4号 平成20年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

[発言する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第5号 平成20年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

[発言する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第5号までについて、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、当委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第5号までの5議案については、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

指名する決算特別委員を議会事務局長から発表させます。

後藤議会事務局長。

○議会事務局長（後藤昌司君） それでは、6名の決算特別委員を議席順に発表させていただきます。

山田武議員、西脇幸雄議員、川瀬厚美議員、近藤輝明議員、松岡光義議員、水谷武博議員、以上でございます。

○議長（服部 寿君） お諮りします。ただいま指名いたしました議員を決算特別委員に選任することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人の議員を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、8月21日までに審査を終了し、議長に報告をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（服部 寿君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。大変御苦労さまでございました。

(午後3時04分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成21年8月17日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

